

平成26年第2回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成26年7月2日（水曜日）

○議事日程

平成26年7月2日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	久 保 潤 爾 君	2 番	橋 本 龍 太 郎 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	清 水 浩 司 君
5 番	藤 村 こ ず え 君	6 番	和 田 敏 明 君
8 番	田 中 敏 靖 君	9 番	中 林 堅 造 君
10 番	三 原 昭 治 君	11 番	山 田 耕 治 君
12 番	重 川 恭 年 君	13 番	高 砂 朋 子 君
14 番	山 本 久 江 君	15 番	安 村 政 治 君
16 番	吉 村 弘 之 君	17 番	上 田 和 夫 君
18 番	松 村 学 君	19 番	田 中 健 次 君
20 番	山 下 和 明 君	21 番	山 根 祐 二 君
22 番	安 藤 二 郎 君	23 番	河 杉 憲 二 君
24 番	今 津 誠 一 君	25 番	行 重 延 昭 君

○欠席議員（1名）

7 番 平 田 豊 民 君

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	吉 川 祐 司 君	総 務 課 長	林 慎 一 君
総 合 政 策 部 長	持 溝 秀 昭 君	生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君
健 康 福 祉 部 長	藤 津 典 久 君	産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君
産 業 振 興 部 理 事	熊 谷 俊 二 君	土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君
入 札 検 査 室 長	金 谷 正 人 君	会 計 管 理 者	桑 原 洋 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	末 岡 靖 君	監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 豊 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 田 直 之 君	消 防 長	牛 丸 正 美 君
教 育 部 長	原 田 知 昭 君	上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 中 司 透 君

午前10時 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
欠席の届け出がありました議員は、平田議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。
21番、山根議員、22番、安藤議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、引き続いての一般質問でございます。
よろしくお願いをいたします。

なお、一般質問に入ります前にお知らせをいたします。

本日の2番目に一般質問をされる久保議員より、参考資料を配付したい旨の申し出がございましたので、これを許可し、あらかじめ皆様方のお手元に配付しておりますので、御覧ください。

それでは、これより質問に入ります。最初は、21番、山根議員。

〔21番 山根 祐二君 登壇〕

○21番（山根 祐二君） おはようございます。「公明党」の山根でございます。通告の順に従って、質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

最初に、地域包括ケアシステムについて質問をいたします。

日本の高齢化が急速に進んでおります。65歳以上の人口は、現在3,000万人を超えており、これは国民の約4人に1人であり、また、戦後のベビーブームに生まれた団塊の世代が75歳以上になる11年後、2025年には、全世帯に占める高齢者のみの世帯の割合は26%になると予想されています。

また、日常的に介護が必要な認知症高齢者も470万人に達すると見られています。2012年には2.4人で高齢者1人を支えていた時代が、2050年にはほぼ1人が1人の高齢者を支える超高齢社会へ移行すると予想されます。

厚生労働省の調査では、介護を受けながら自宅で暮らしたいと望む高齢者が74%に達しています。社会保障費は増加し、介護の担い手は不足する中、住みなれた地域で、自分らしい生活を続けられる新しいシステムの構築が必要となっています。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住みなれた地域で、自分らしい生活を送れるよう一体的に医療や介護などの支援サービスを受けられるシステムを整備していくことです。そのためには、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援の5つが一体として提供されることが必要です。このシステムは、地域の特性に応じて、おおむね2025年をめどに、市町村ごとに地域単位でつくり上げる制度であるとしています。そして、第一歩となる医療介護総合確保推進法が6月18日可決、成立しました。

さて、独居の高齢者や高齢者夫婦だけの世帯が急増しています。国立社会保障・人口問題研究所によれば、2035年には高齢世帯に占めるひとり暮らしの割合が37.7%に上るとしています。ひとり暮らしの最も多い東京都では、2035年には100万人を超えると推計されています。

医療・介護の分野では、ひとり暮らしの高齢者を地域で支える仕組みづくりを急がねばなりません。家族がいない高齢者を全員特別養護老人ホームなどの施設に受け入れるのは、物理的にも不可能に近いと言えます。では、施設にかわるものは何か。受け皿として、サービスつき高齢者向け住宅の普及を進めるとともに、住みなれた家での生活を望む高齢者の見守りネットワークを整備する必要があります。公共賃貸住宅も含め、ひとり暮らしで低所得の高齢者が安心して暮らせる住まいの確保がますます重要な課題となります。

本市では、平成22年調査で、65歳以上の人口は2万9,506人、全人口の25.4%であり、また65歳以上の単身者は5,169人です。ひとり暮らしの高齢者が増える原因の一つは、未婚率の上昇であり、結婚しないまま高齢期を迎える人たちが今後増加する事態が考えられます。

さて、支援を必要とする認知症の高齢者は、2010年時点、全国で440万人、

65歳以上のほぼ7人に1人です。認知症で行方不明になったという届け出は、2013年の1年間で1万322人、そして388人の死亡が確認され、未発見者は258人だそうです。

国は、平成25年から29年まで、「認知症施策推進5か年計画」、いわゆるオレンジプランを示しております。これには、認知症ケアパスの作成・普及、認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置、認知症患者の介護家族らが交流するカフェの設置などがあります。

国は、医療介護総合確保推進法を受け、市町村が行う地域支援事業を地域の実情に応じて具体的に検討するため、7月にはガイドラインを示す予定と聞いています。来年度から3か年計画を策定する防府市高齢者保健福祉計画は、2025年の地域包括ケアシステム構築を見据え、在宅医療、介護の連携等にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

それでは、質問いたします。

1、独居高齢者が住みなれた地域でサービスを受けるため、まず高齢者のプライバシーと尊厳が守られた住まいが必要です。特養等の施設の受け皿として、サービスつき高齢者向け住宅の普及が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

2、次に本市で、認知症不明者の状況について伺います。検索願受案件数、その後の状況、今後の取り組みについてお聞かせください。

3、「認知症施策推進5か年計画」、オレンジプランが示されていますが、地域の実情に応じた実施が必要です。本市の実施状況と今後の計画について伺います。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、また認知症高齢者が増加する中、住みなれた地域での生活が継続できるように、高齢者のニーズに応じて、介護、予防、医療、見守りなどの生活支援及び住まいを組み合わせ提供する仕組みが地域包括ケアシステムでございしますが、このシステムの中で、住まいの確保につきましては、サービスつき高齢者向け住宅の整備を国が積極的に推進しておられますように、今後、この住宅に対する役割が大きくなっていくのではないかと予想されます。

まず初めに、サービスつき高齢者向け住宅について御説明申し上げますと、この住宅は、国土交通省、厚生労働省の所管のもと、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」によりまして位置づけられており、バリアフリー構造などを有し、入居者に対しての状況把握や生活相談などの生活支援サービスを提供する住宅でございます。そのため、必須サービス

であります生活相談を提供するために必要な資格を持った職員を配置することとなっております。利用者が安心して生活が送れるように配慮された住宅でございます。

このサービスつき高齢者向け住宅を設置しようとする事業者は県へ登録申請を行うこととなっております。その後も、5年ごとに更新の手続が必要となっております。入居する利用者は設置者と賃貸借契約を結ぶ必要がございます。また、介護保険サービスを利用する場合におきましては、別途、希望する介護サービス事業者と利用契約を結ぶこととなります。現在の本市のサービスつき高齢者向け住宅の登録状況でございますが、7つの事業所登録がございます。入居定員の合計は128名となっております。利用料金といたしましては、事業所により異なりますが、家賃、食費、管理費などを合わせますと、月額11万円から15万円程度のところが多いようでございます。

なお、介護サービスを利用される場合は、その利用料金に介護サービスの利用料が上乘せされることとなります。

また、高齢者の住まいの確保対策といたしましては、サービスつき高齢者向け住宅と同様に、住まいの確保対策となります有料老人ホームが本市には多くございまして、その利用条件についてもあわせて申し上げます。前段のサービスつき高齢者向け住宅の場合は、定員128名のうち20名分のあきがございます。また、有料老人ホームにつきましては、465名の入居定員のうち33名分のあきがある状況でございます。

今後、地域包括ケアシステムを構築する上で、特に、ひとり暮らし高齢者の住まいの受け皿として、サービスつき高齢者向け住宅や有料老人ホームの整備状況も勘案しながら、次期高齢者保健福祉計画にも必要な施設として検討してまいりたいと存じます。

2つ目の認知症行方不明者の現状と行方不明にならないための今後の予防の取り組みについてでございますが、本市におきまして、認知症により、行方不明者として警察署に捜索願が受理された件数は、平成24年、25年とも10件でございます。

また、平成26年につきましては、この5月末現在2件、そのうち1件につきましては、現在もまだ捜査中でございます。

認知症による行方不明者を予防する取り組みとして重要と考えておりますのは、まず認知症について、誰もが他人事だと思わず、認知症への関心を持ち、正しい知識と理解を持って、緩やかな見守り活動を行うことだと考えております。その中でも、タクシーやバス、配達などの事業者及び介護サービス事業者など、徘徊高齢者に気づく機会の多い方々に対する啓発活動を今後も進めていくことといたしております。

また、今後、いち早く徘徊高齢者を発見できる仕組みとして、御本人や御家族の同意のもと、警察と連携し、高齢者の顔写真や身体的特徴などを記載した台帳を作成することで、

行方不明などの有事にはこの台帳を活用して、民生委員や協力機関などに対して迅速な情報発信が行える体制の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3つ目の「認知症施策推進5か年計画」の本市の取り組み状況でございますが、2012年に厚生労働省は認知症高齢者の急増に対応するために、2013年度から2017年度までの期間を定めた「認知症施策推進5か年計画」、通称オレンジプランを公表し、その取り組みが全国の各市町村で、段階的に進められているところでございます。

本市の平成25年度末現在での認知症高齢者の把握人数は3,698人と、65歳以上高齢者全体の約11.4%となっておりますが、実際には、まだまだ把握されていない認知症の方がいらっしゃると思われるところであります。このような状況を踏まえまして、できるだけ早く認知症に気づき、早期に治療に結びつけられるよう、平成24年6月より、認知症地域支援推進員を高齢福祉課内に配置しまして、認知症に関する相談に対応しているところでございます。この認知症地域支援推進員を配置している県内の市町は、平成25年度末現在で、本市を含め4市町という状況でありまして、今年度の活動といたしましては、地域包括支援センターと連携をとりながら、認知症資源マップの作成など、医療と生活支援サービスとの連携の強化を早期に図っていく予定でございます。

また、その他の重点的な取り組みとして、地域や家族への支援の強化として、認知症サポーター養成講座の開催や、地域の支援者や関係職種の参加によって行う地域ケア会議の開催がございます。認知症サポーターは、平成25年度末現在、市内に1,771名おられまして、平成24年度からは、企業や学校などへ、重点的な働きかけや、本市の職員に対しまして、全員が受講することを目標として計画的に進めるなど、できるだけ多くの方々に受講していただくよう取り組んでいるところでございます。

また、各地域包括支援センターを中心に、個別の事例から地域の課題の把握に向けて行う地域ケア会議において、平成24年度の会議の中で、もっと、認知症への理解を得るために、住民や関係者にわかりやすい教材が必要ではないかという意見が多く出されております。

そこで、認知症に関しての疾患の理解から、本市の高齢者の状況、認知症高齢者への接し方や利用できるサービスなどを盛り込んだ防府市認知症啓発DVD「幸せます～わがまち防府でずっと自分らしく～」というDVDを作成し、市内公民館をはじめ医療機関や各講座などで活用していただくため、配布したところでございます。

平成25年度末までに、まだ実施していないものとして、認知症ケアパスの作成、あるいは認知症初期集中支援チームの設置がございます。認知症ケアパスにつきましては、まだ県内全ての市町が未実施でございまして、認知症初期集中支援チームについ

ては、モデル事業として全国で20カ所、県内では宇部市の1市で実施されている状況でございます。いずれの事業も医療機関との連携や協力体制が不可欠でございまして、現在、実施に向けた研修などが行われている状況でございます。今後、医師会の御協力をいただきながら、平成29年度までに取り組んでまいりたいと考えております。

この「認知症施策推進5か年計画」は、高齢者の尊厳を守り、地域で高齢者を支えていくための中核的な位置づけとなるものと認識しておりますので、今年度策定する高齢者保健福祉計画の中に位置づけ、推進してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。最初の独居老人に対するサービスつき高齢者向け住宅に関することですが、事業所が提供している住宅につきましても、あき情報、その他料金等、御説明いただきました。この登録数、利用数、入居状況など、市が把握しておりますと、やはり、市民からの問い合わせ等に迅速に対応できるのではないかと考えております。答弁の中には、市の福祉計画、施設整備計画等、今後、計画の中にありますけれども、その中にも取り入れていくという御答弁でございました。

現在のホームページで、このサービスつき高齢者向け住宅の登録は、答弁にありましたように、県が行っておりまして、さまざまな補助や優遇税制があるわけでございます。この情報をインターネットで検索いたしますと、現時点で、答弁で言われましたように、防府市内では7件、サービスつき高齢者向け住宅が表示をされます。防府市のホームページの中にはこういった情報が掲載されていないわけですが、県が行っている、こういう登録している情報というのを防府市のホームページの中に情報検索ページにリンクするページをつくれれば、さらに市民の利便性が向上すると思うのですが、この点についていかがでしょうか、お答えください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） お答えします。

サービスつき高齢者向け住宅、これの情報システムを防府市のホームページにリンクしてはどうかという御質問だったと思います。

実際に、こういった登録状況が確認できる有効な手段でございますので、県もホームページにリンクしておりますから、県と協議しながら市のほうのホームページにも、このシステムがリンクできるように検討いたします。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員。

○ 2 1 番（山根 祐二君） ありがとうございます。より理解しやすい、このページにたどり着くことが容易になるのではないかと思います。

リンクを張っただけではなくて、先ほど答弁にありましたような情報、あき情報ですね、こういった情報がさらに表示できると大変いいと思いますので、これは現在、県でもそこまではやっていませんので、また検討の余地があると思いますので、その辺も研究・調査していただきたいと思います。

次に、2番目の認知症行方不明の件でございますが、防府市の受理件数、表立ったものだけで、平成24年は10件、25年が10件、平成26年では現在2件で、1件はまだ未発見であるというような御答弁でございました。今後の計画としては、タクシー、バス等の事業者に啓発活動を行っていくということでございますので、やはり、現在、社会問題となっている事象でありますので、そういった対応というのは必要ではないかと思います。

いろいろ報道でも、いろんな例が示されておりますけども、一つ、鉄道事故というニュースが最近ありまして、平成19年の12月に愛知県で91歳の男性がJRの線路で列車にはねられて死亡したと。この男性は認知症で、85歳の妻が目を離した数分の間に自宅を出て徘徊し、駅のホームから線路に立ち入った。事故が起きたのは夕方のラッシュ時の時間帯で、この事故により20本の電車が最大で2時間おくれ、2万人以上の乗客に影響が出た。そしてJR東海は家族に損害賠償を請求した。家族が支払いに応じなかったため、裁判になった。裁判の結果、どうなったかといいますと、この家族に720万円を請求したという判決でありました。これに対して、厳しいものであるんですけども、家族はこの男性が徘徊しないように適切な措置をとらずに目を離すなど注意を怠ったというのが裁判所の見解で、責任は家族にあると。全額支払いなさいという言い渡しをしたわけでありまして。

この判決は認知症の人を介護する家族らに大きな衝撃をもたらしたわけでありまして。NHKが認知症で徘徊する人を介護したことのある家族に行ったアンケートでは、家族だけでは防げない。介護者の実態を知らない判断だなど、責任は家族だけにあるのかという疑問の声が上がっていると、こういった報道の記事であります。これに対して考えるのは、行政の支援がやはり必要であるということになります。地域包括ケアの役割は重要となります。これから心して行政はこのシステム構築に努めていただきたいと思います。

3番目のオレンジプランについてでございます。オレンジプランにつきましては、最初の質問で示しておりますけれども、それに対しまして、この本市で行っているということは、認知症地域支援推進員を配置しているということでありました。

このオレンジプランというのは、市長が答弁で述べられましたように、まだ、今出発した段階で、まだ、ほかの市町村でも未実施の部分もありますし、モデルケース的にやっておるところがあります。この取り組みについて、どういうふうにしていくかという指針がこの7月に示されると聞いております。

したがって、こういうプランに対して、本市ではどれができるのか、できない理由は何なのかということを検証していく必要があるのではないかと思います。防府市の次期福祉計画の中に反映していくというような御答弁でありましたので、しっかり国の今から示される方針に従って、しっかり、この地域包括ケアシステムを組んでいただきたいと思います。

地域包括ケアシステムについては、以上でございます。

次の質問に移ります。

次に、雨水の利用について質問をいたします。

本年、3月27日に水循環基本法と雨水利用推進法が成立いたしました。水循環基本法は、水を国民生活や産業活動を支える人類共通の財産と位置づけ、渇水や洪水、水質汚濁などの問題に対し、水質の保全と健全な水循環の維持を目指し、地表水だけでなく、地下水についても、国や地方自治体による施策の対象としています。政府は、上水道、下水道、農業用水など、所管がばらばらな縦割行政の弊害をなくすため、水循環政策本部を内閣に置き、一元的な管理を図ります。海外資本による水源地の買収に歯どめをかける制度としても注目されています。

一方、雨水利用推進法は、雨水を貴重な資源として有効利用し、ゲリラ豪雨などが頻発することで、下水道や河川に雨水が集中して流入することを防ぐことを目指します。法律は、雨水を貯留する施設を家庭や事業所、公共施設に設置することで、トイレの洗浄水や散水などに有効利用すると規定をしています。水道水の節約にもなり、下水道の負担も少なくなります。また国は、雨水貯留タンクを新設する家庭などを対象に地方自治体を実施する助成制度に対し財政支援を行います。東京スカイツリータウンでは、地下に2,635トンの雨水貯水槽を設けていて、高温時に太陽光パネルの発電効率が低下するのを防ぐ冷却水や屋上の樹木への散水に活用しています。

そこで、質問いたします。

1、本市では、雨水貯留浸透施設設置助成制度の対象地区を佐波地区、松崎地区、華城地区、華浦地区、新田地区の5地区としていますが、その理由は何でしょうか。

2、次に、市有施設で、雨水貯留浸透施設を設置しているものは、現在あるでしょうか。また、今後、設置する予定のものはありますか。

3、助成制度の当初予算は200万円ですが、現在の申請件数と執行済み額は幾らでしょうか。

4、雨水有効利用と施設設置助成制度の周知が必要と考えますが、現在の取り組みをお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 執行部答弁求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 土木都市建設部でございます。

それでは、雨水の有効利用についての御質問にお答えいたします。

本市では、降雨時における雨水の流出量を抑制することにより河川などの洪水を軽減するとともに、雨水の有効利用を図ることを目的といたしまして、本年4月、防府市雨水貯留浸透施設設置助成制度を創設いたしました。雨水貯留浸透施設の設置に対して支援を行っている公益社団法人雨水貯留浸透技術協会の最新データによりますと、208の自治体がこのような制度を運用されており、中国地方では、岡山市、倉敷市、広島市、そして山口県では、防府市が初めての制度創設市となったところでございます。

まず、1点目の雨水貯留浸透施設設置助成制度の対象地区を5地区としている理由は何かという御質問でございますが、新たに設ける助成制度ということもございまして、既に市街地が形成され、浸水被害が多い地区として、佐波、松崎、華城、華浦及び新田の5地区を選定いたしました。市といたしましては、今年度の申請状況や市民の皆様からの御意見等を総合的に判断しながら、将来的には市内全域にまで区域を拡大してまいりたいと考えております。

2点目の市有施設で雨水貯留施設を設置しているもの、また今後、設置予定のものはあるかという御質問でございますが、今現在、雨水貯留浸透施設を設置している市有施設はございません。しかしながら、洪水の被害軽減や雨水の有効利用を進めていく上で、極めて有用な制度であると考えておりますので、市有施設につきましても、今後、どのような取り組みができるのか、検討してまいりたいと考えております。

3点目の助成制度の当初予算は200万円であるが、現在の申請件数と執行済み額は幾らかという御質問でございますが、今現在、まだ申請件数こそございませんが、申請書を持ち帰られ、検討されている世帯が7世帯、問い合わせにつきましても、10件以上受け付けているところでございます。

最後に、4点目の雨水有効利用と施設設置助成制度の周知が必要と思うが、現在の取り組みはどうかという御質問でございますが、市広報の4月1日号と6月15日号に助成制度の概要をお知らせする記事を掲載する。それとあわせまして、市のホームページでも周知を図っているところでございます。

また、上下水道局主催の下水道指定工事店を対象といたしました会議や対象5地区の自治会の集まり等におきましても、助成制度のPRを行っており、各地区の公民館のほか、地区内のスーパーマーケットや量販店にはポスターも掲示させていただいております。

この制度は、1世帯当たりでは貯留量も小さく効果は限定されますが、継続的に続けることによりまして、その取り組みが広がれば、将来的には調整池にも匹敵する効果が期待できます。そのため、雨水の有効利用の必要性を知っていただくために、今後も各地区の自治会へ回覧をお願いすること。また、御要望があれば、出前講座にも出向くなどして、市民の皆様方へ周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） ありがとうございます。

現在、5地区としている理由については、山口県では防府市が初めて取り組んだ事業であるということで、まずは、浸水被害が多い市街地から始めてみるというような御答弁でございました。

かつて、防府市の豪雨災害のときには、右田地区、牟礼地区が大きな被害を受けたわけでありましてけれども、その地区は対象となっていなかったもので、お聞きしたわけですが、答弁には、今後、市内全域に拡大していく予定ということでございましたので、今からの市民の要望に応じる形で、拡大していただければなというふうに思っております。

市有施設で、雨水貯留施設を設置しているものはあるかという質問に対しては、現在は無いということでございました。検討していくということでありましたが、この法律の第11条では、地方自治体が雨水利用の施設設置目標を定め、公表していくことを求めています。今後、建設が予定されている向島公民館、小野公民館、牟礼公民館、また、「山頭火ふるさと館」、ひいては、市庁舎、公会堂など、先の話ではありますけれども、こういったもの、もし、やるとすれば、設計の段階で、雨水貯留施設を考えていく必要があると思うのですが、こういった今からの建築する建物に対する考え方、これに対する御所見をお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） お答えいたします。

本市におきまして、平成26年、本年4月1日に制定いたしました防府市雨水貯留浸透施設設置補助金交付要綱につきましては、国の法律の公布前、いわゆる本市におきまして5年前に土砂災害等受けましたこともございまして、市民の皆様方にも、雨水対策につい

て、これからもそれぞれの家庭でできることを何とか行っていただけないかということで、要綱を制定して事業をスタートいたしました。この4月2日に公布されました雨水の利用の推進に関する法律、これを改めて見ますと、地方公共団体の責務として雨水の利用の推進に関する施策を実施するよう努めなければならないというふうに定められております。そのため、議員からただいま頂戴いたしました御提案も含め、今後、市有施設について、どのような取り組みができますのか、また、庁内で私どものほうから発議をして、検討の場を設けて検討してまいりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） どうぞ、よろしくお願いをいたします。右田小学校、桑山小学校校舎など、もう既に着手しているところもありますが、また、公民館など、先ほど啓発のためにポスターを張るというお話もありましたけれども、そういったところに設置をしていくということは、教育のため、あるいは広報のため、役立つのではないかと考えております。

3番目の助成制度の当初予算200万円について、現在の状況をお聞きしましたが、検討中が7件あり、問い合わせは10件以上あるということで、始めたばかりにもかかわらず、市民の関心は結構高いというふうに感じております。今から、こういった問い合わせに対して丁寧に対応していただいて、こういった取り組みがしっかり功を奏するように努力をお願いしたいと思います。

4番目の周知についてですが、ホームページあるいは市広報で広報し、下水道指定工事店、あるいは自治会の集まりなどで、普及啓発に努めているということがございました。

この法律第12条では、雨水利用の普及啓発を法律の中で求めているわけでありまして。しっかり市広報の助成制度の紹介なども、工夫して、わかりやすいようにしていただければありがたいなと思います。しっかり普及活動に努めていただきたいということを要望して、この項を終わります。

次に、農地利用について質問をいたします。

我が国の農地面積は、昭和36年609万ヘクタールから平成22年459万ヘクタールへと減少しています。これに伴い食料自給率も低下し、約40%となっており、主要先進国では最も低い水準であります。食料自給率の向上を図るためには優良農地の確保と有効利用を進めることが重要です。農地の減少理由は、耕作放棄地によるものが44%、非農業用途への転用が55%となっています。耕作放棄地の現状は、この20年間増加し、農地面積が減少する中、耕作放棄地面積率は、平成2年から平成22年には約2倍に増加しております。

農地法による遊休農地対策については、農業委員会が毎年1回管内にある農地の利用の状況についての調査をいたします。調査の結果、遊休農地がある場合は、その所有者に対する指導、通知、勧告といった措置を講じます。

さて、茨城県神栖市は、インターネットを通じて、新規就農者らに耕作放棄地化した農地の情報を提供し、賃借、売買を仲介するシステムの運用を開始しました。後継者不足などが原因で耕作放棄地が増加する神栖市では、これまで農地の貸し出しや売却を希望する農地所有者は、その効果的な方法がありませんでした。一方で、農地を探している新規就農者らは、条件に合う農地がどこにあるか、必要経費はどのくらいかといった情報を得る手段がなく、農地の賃貸や売買が成立しにくく、耕作放棄地の解消にめどが立ちませんでした。そこで、市は、農地の貸し手と借り手、売り手と買い手をつなぐ手段として、インターネットを通じた農地仲介システムを考案しました。インターネットでの検索は、地域指定や住所のほか、面積、隣接道路の種別、貸付料など上限指定ができます。地図を表示させることもでき、画像を見ることもできます。

そこで、質問をいたします。

1、本市の近年の耕作放棄地の増減の推移とその主な原因は何か。また、耕作放棄地となっている農地の管理について、どのような対策を講じているのか、伺います。

2、新規就農者の実態と支援策、今後の取り組みについてお聞かせください。

3、耕作放棄地解消に向け、紹介しました農地仲介システムをつくり、本市でも運用してはいかがでしょうか。

以上、お答えください。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えをいたします。

耕作放棄地とは、過去1年以上作付をせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりとした意思のない土地のことです。

全国の耕作放棄地面積は、現時点で、約40万ヘクタールと言われておりまして、これは埼玉県の面積にほぼ匹敵するものでございます。ちなみに、山口県の耕作放棄地面積は、平成24年度時点で、管内農地面積6万3,704ヘクタールに対しまして9,859ヘクタール、耕作放棄率15.4%となっております。

議員御質問の本市における過去3年間の耕作放棄地面積につきましては、まず平成23年度では、管内農地面積3,042ヘクタールに対しまして245ヘクタール、放棄率は8.1%、平成24年度では、管内農地面積3,035ヘクタールに対しまして

243ヘクタール、放棄率8%、平成25年度では管内農地面積3,018ヘクタールに対しまして230ヘクタール、耕作放棄率は7.6%となっております。

次に、耕作放棄地が解消しない主な原因といたしましては、高齢化による担い手不足、離農、相続による非農家の増加、土地条件の悪さなどがございます。

次に、管理対策としては、平成21年12月に農地法改正で、農業委員会による調査・指導を通して耕作放棄地の再生・有効利用を図るとともに、遊休農地の発生を抑制することとされております。これを受け、本市では、農業委員会が毎年農地の利用状況調査と荒廃農地の調査を一体的に実施いたしまして、遊休農地の所有者などに対して指導を行っているところでございます。さらに、平成25年12月の農地法改正では、農業委員会に、農地や担い手に関する情報の提供や遊休農地、耕作放棄地対策として、農地の利用意向調査の義務づけがされたところでございます。これを受けまして、本市では、農業委員会が平成22年度から行っております農地の利用状況調査にあわせて、利用意向調査も実施してまいります。

また、雑草が繁茂している耕作放棄地周辺の農家や住民の方からの苦情への対応につきましては、農業委員会の職員、あるいは農業委員による現地調査を実施し、土地所有者へ、文書及び口頭による是正指導を行っております。

なお、草刈りの委託先は、防府市農業公社と防府市シルバー人材センターを紹介しております。

次に、2点目の新規就農者の実態と支援策、今後の取り組みについての御質問でございましたが、新規就農に関する本市の窓口での相談件数は、平成24年度は24件、平成25年度は12件となっております。一方、新規就農者の実績は、平成24年度は5人、平成25年度は1人の方が就農され、今年度中には3人の方が就農される予定となっております。

次に、新規就農者への具体的な支援策でございますが、平成24年度より青年就農給付金事業という国の事業が開始されまして、農業技術などの研修期間中の準備型、そして独立自営就農後の経営開始型というものがございます。

給付金事業の適用状況でございますが、準備型につきましては、平成24年度は2人、平成25年度は6人が給付を受けられ、今年度は8人が受給見込みとなっております。経営開始型につきましては、平成24年度は5人、平成25年度は6人、うち1組が夫婦でございますが、給付を受けられ、今年度は10人、うち2組が夫婦でございますが、受給見込みとなっております。

この青年就農給付金のほかに、就農後3年以内の新規就農者に小作料を補助する新規就

農者農地確保支援事業、融資を受け農業用機械、施設などを導入する際の補助である経営体育成支援事業、就農後3年度間に必要となる運転資金を無利子融資する新規就農資金などといった支援もごございます。

続いて、就農定着されず離農された新規就農者の状況でございますが、データとして把握のできる平成4年度から現在まで、就農者は39人であり、そのうち離農者は7人となっております。この7人は平成10年度以前の就農者でありまして、平成11年度以降の就農者での離農者はおられません。

新規就農者の定着に向けた今後の対応といたしましては、ただいま御説明いたしました経済的支援のほかに、経営改善のためにフォローアップが重要であるとの認識から、県、農協などの関係機関の御協力のもと、新規就農者の就農計画に基づく経過観察や経営状況分析、改善に向けた技術的指導を内容とした就農支援会議などを定期的で開催し、新規就農者の定着に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、農地仲介システムをつくり、耕作放棄地の情報を提供してはどうかとの御質問でございましたが、農地の仲介につきましては、このたび国が打ち出された農政改革の一つとして、担い手への農地利用の集積・集約化を進めるため、農地の中間的受け皿の組織として農地中間管理機構を各都道府県に一つ設立することとされました。これを受けて、山口県では、平成26年3月にやまぐち農林振興公社を農地中間管理機構の指定団体とされ、今年度から農地中間管理事業の実施が始まったところでございます。

この事業では、農地中間管理機構は、各市町に申し込みされた貸し出し希望者から農地を借り受け、借り受け希望者を公募し、農業委員会などと調整を行いながら農地を貸し付けるという農地集積バンクの役割を担うこととなっております。このように、農地中間管理機構による農地仲介の新たな仕組みが始まったばかりでありまして、御提案の農地仲介システムの構築につきましては、農地中間管理事業の状況を注視しながら、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。耕作放棄地の増減の推移も御答弁いただきました。

また、耕作放棄地がそれだけ解消しない主な原因として、やはり、担い手不足、非農家の増加、土地条件の悪さなどがあるということでもございました。日本全国同じようなことが言われるわけでもございますが、やはり、いろいろな策を講じて、この耕作放棄地の解消に向けて取り組んでいく必要があるのではないかと考えております。

市では、毎年11月の農地利用状況調査、これをやっているとのことでありましたが、

農地利用状況調査について、具体的にどのように行い、その結果をどのように活用しているかについてお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（末岡 靖君） 御質問にお答えします。

農地利用状況調査は、農業委員による前年の調査により判明した耕作放棄地を所有者名簿と地図に反映し、これにより各担当地区の農業委員とJAや農業共済組合から推薦された補助員により実施しております。

次に、その結果の活用については、農地利用状況調査で判明した耕作放棄地の所有者に対し、翌年の1月から2月にかけて、農業委員による訪問、あるいは、電話による口頭での実態調査及び解消に向けての是正指導を実施しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 了解をいたしました。

市民から寄せられる苦情といいますか、問い合わせについては、除草してほしいと、耕作放棄地の除草をしてほしいというような相談があると聞いております。そういったことに対応して、今のように利用状況調査されていれば、大体わかるので、また、そういった旨で、本人に訪問したり、連絡したり、口頭でやるというようなことでしたが、所有者が非常に高齢になり、除草作業等も非常に困難になってまいります。口頭や文書で除草に対する注意をしても、なかなか実効性がないのではないかと思います。

こういった調査をする、本年よりは国からの通達もありまして、利用意識調査をするというようなことも加わったようでございます。したがって、売却とか、賃貸の希望もすっかり聞いていくようになるのではないかと推測をいたしますけども、こういった内容をデータベース化していくということはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（末岡 靖君） 御質問にお答えいたします。

データベース化については、農地中間管理事業での状況を注視しながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思っておりますので、以上といたします。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） 農地中間管理機構ということで、これは、先ほど、農地仲介システムのところで答弁の中にありました。こういった機構の事業というので、いろいろ管轄してる部分もあるように聞いております。

新規就農者の実態、いろいろと御答弁いただきまして、さまざまな支援事業によりまし

て、平成4年から就農者は39人いると。離農者は7人いるが、平成10年以降の離農者はないということでございました。こういった新規就農者への支援事業は必要なことでありますので、しっかりと、これからも取り組んでいただきたいと思います。

農地仲介システムにつきましては、農地中間管理機構といろいろ取り組んでいくというようにございまして。現在は、こういったシステム、防府市のホームページには存在していないわけですが、防府市で農地を求める人は、まず防府市のホームページを閲覧するというような気がするんですが、そこに農地仲介システムが存在すれば、非常に効果的ではないかと。取っかかりとして、効果的ではないかというふうに思うわけですが、他の組織の該当ページにリンクするという方法もとれるのではないかと思います。

○議長（行重 延昭君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（末岡 靖君） 御質問にお答えいたします。

農地仲介システムが存在すれば、農地を探しておられる方には効果的と言えますが、市の農地台帳をホームページ等で閲覧できるようにすることは、個人情報に該当すると思われまますので、担当部署とよく協議を行い、その点がクリアできれば、地番、面積、賃借権の設定、所有者に対する意向等が公表できるのではないかと思います。

ほかの組織の該当ページにリンクする方法については、これからの検討課題と考えられます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 21番、山根議員。

○21番（山根 祐二君） しっかり、その辺のところを検討するということがございました。個人情報云々のお話がありましたけれども、今、市場では不動産の取引とかいうことで、物件の掲示というのはホームページに氾濫しておるわけですが、これらも地番で表示して、地図で住宅の位置図なども表示しているようでございます。その個人情報が果たして、どこまで個人情報で、非公開とすべきなのかということをしっかり検討して、それと、耕作放棄地にどう、そのシステムが貢献するか、これを両方考えて、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

農業委員会がしっかり機能して、耕作放棄地解消に努めていただきたいと思います。要望して、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、21番、山根議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、1番、久保議員。

〔1番 久保 潤爾君 登壇〕

○1番（久保 潤爾君） おはようございます。「無所属の会」の久保潤爾です。本日は、男女共同参画及び子育て支援について、情報モラル教育についての2点について質問させていただきます。執行部におかれましては、前向きな御答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、お手元にお配りした資料については、2点目の情報モラル教育の質問の最後の部分で使わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問いたします。

1点目、男女共同参画推進及び子育て支援についてです。

この4月に防府市男女共同参画推進条例が施行されました。この条例施行を受けて、今後ますます男女がともに輝いて生活していけるような施策が実施されていくことが行政に求められてくるのではないかと思います。中でも、子育て支援策を充実させ、女性の社会進出を促進していくことは、政府が成長戦略の中で、女性が働き続けられる社会を目指すと言及していることを見てもわかるように大変重要であり、地方自治体も、こういった面での支援を考えていくことは喫緊の課題となっていくことに間違いはありません。

さて、防府市では、条例制定に先立って「防府ハーモニープラン21」を策定され、重点的取り組みの一つとして、仕事と生活の調和、すなわちワークライフバランスの推進を上げています。私は、今言及しました子育て支援、女性の社会進出という課題の解決において、ワークライフバランスの実践が果たす役割は大きいと考えています。きょうは、その中で、論点を絞って、男性の育児休業取得についてお聞きしたいと思います。

育児・介護休業法の改正により、制度的には父親が育児休業を取得しやすくなりました。それでも、厚労省の調査によれば、男性の育児休業取得率は2%弱で、まだまだ父親の育児休業取得は難しいという状況が見てとれます。

国の調査では、育児休業を取得したい男性は3割を超えており、防府市の市民意識調査でも、父親が育児休業を取得することに賛成するという男性が9割近くいるという結果にもかかわらず、現実の取得率は厳しいものがあります。これは制度を整備しても、男性は仕事、女性は家庭という性別による固定的な役割分担意識や、長時間働くこと、休暇をとらないことを美德とする職場の雰囲気はまだ根強く残っているからであると思います。

しかしながら、今述べたような意識や職場の雰囲気は高度経済成長期の社会環境下、すなわち終身雇用、年功序列賃金、賃金は毎年右肩上がり、家庭は3世代同居、地域コミュニティが生きており、子どもを見守り、育てる目が地域にあった。こういった環境下であったから成立したモデルであり、また考え方ではないかと思います。御承知のとおり、現

在は、これらの環境がほぼ全て失われております。民間企業においては、いつ齧首されてもおかしくない状況がありますし、賃金が下がることがあっても不思議ではありません。家族形態は核家族が中心であり、地域コミュニティは崩壊の危機に瀕しています。このように社会環境が激変した中、また、女性の社会進出の重要性が増している中、従来の意識のままで、母親だけに子育てを任せていくことは限界に来ていると考えます。

こども未来財団が行った子育て中の母親が周囲に対して、どのように感じているかという調査では、男性も家事能力を高め、子育てに対する理解と協力が必要という項目に対して、そう思うと答えた母親が93%を占め、設備の整備だけでは十分な子育て支援と言えず、核家族化の進む中、父親が家事、育児に積極的に協力することが必要とされていることが伺えます。

ところで、父親が育児休暇をとり、育児参加をすることで、さまざまな面でよい影響が生じることが期待できると言われています。

まず、子どもへの影響として、社会性の発達や独立性、多様な人間関係の学習などのポジティブな影響、つまり、子どもの健全な成長の一助となる。また、母親の育児不安やストレスの軽減につながり、それが子どもの成長に間接的によい影響を及ぼす。

次に、女性への影響として、男性が育児に参加することにより、女性の子育てに伴うキャリアロスをもっと抑えて、能力発揮を進めることが可能になり、女性が働き続けることができる社会の実現につながる。

職場への影響として、子育て世代への理解を深めるきっかけとなり、また休業期間に対応するため、本人も職場も、業務のあり方を一度見直さなければならなくなるので、業務の効率化、時間管理の徹底、情報の共有化などを図ることとなり、結果として、職場環境、労働環境の改革・改善につながる。実は、これが、ワークライフバランスの考え方の大きな狙いでもあります。

そして、地域への影響として、若い男性が地域でほかの子どもたちと触れ合う機会が増えることにより、地域コミュニティの活性化が期待できる。

さらに、厚労省の調査によれば、夫の家事、育児の時間が多い夫婦ほど、4年以内に第2子以降が生まれている割合が高いというデータがあります。父親の休日における家事、育児時間がゼロの場合と8時間以上の場合、後者のほうが4年以内に第2子以降が生まれている確率が5倍高くなるという、そういうデータがございます。つまり、少子化の解決の一助になり得る可能性もあるということです。

このように、父親が育児休業を積極的に取得することが、社会状況が大きく変わる中で起きてきたさまざまな問題、労働力人口の減少、少子化、子育て環境の整備、子どもの健

全育成、地域コミュニティの再生、これらの解決の糸口となる可能性を持っています。

そこでお尋ねをいたします。まず防府市は、男女共同参画推進事業において、男性の育児休業取得について、どのように周知・啓発しているか。特に、事業経営者に対しての周知・啓発はどのように行っているのかを教えてください。

また、市内企業のワークライフバランスへの取り組みについて、把握されているかをお教えください。

次に、本年度の予算書の事業説明の中で、啓発講座の開催とありますが、講座の内容、回数、参加人数を教えてください。

最後に、防府市がワークライフバランスの実現、なかんずく男性の育児休業取得率の向上に関して、その重要性をどのように認識しているかを教えていただければと思います。

以上、御答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 1 番、久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えをいたします。

まず最初に、男女共同参画推進事業において、男性の育児休業取得について、どのように周知及び啓発をしているかとお尋ねでございましたが、議員御案内のとおり、平成 24 年度の厚生労働省の雇用均等基本調査によりますと、女性の育児休業取得率が 8 割強に対し、男性の育児休業取得率は約 2 % と、非常に低い水準で推移いたしております。防府市といたしましては、男性の育児休業取得に特化しての周知・啓発活動に取り組みはいたしておりませんが、まずは男性の育児・家事への参画機運の醸成や、事業所の理解が必要と考えておまして、国や県あるいは市が主催するワークライフバランス推進のための各種研修会、講座などの情報提供や、また、ポスターの掲示、リーフレットの配布、啓発用の DVD などの貸し出しを行い、周知・啓発活動に努めているところでございます。

次に、市内企業のワークライフバランスへの取り組みについて把握しているかとお尋ねでございましたが、山口県では、男女共同参画の取り組みを行う企業や法人、団体などの事業者に対して、「やまぐち男女共同参画推進事業者」として認証を行っておられます。平成 26 年 2 月現在、県下では 359 事業者が認証されておりますが、防府市内では 22 事業者にとどまっております、市といたしましても、市内の事業者の認証件数が非常に少ないことを憂慮いたしておまして、早急に、県及び関係機関と連携いたしまして、市内事業所への周知・啓発活動を広め、認証事業所の増加に努めてまいりたいと考えております。

次に、男女共同参画推進事業で実施される啓発講座の内容についてのお尋ねでございま

したが、平成24年度には男性の料理教室を計2回実施し、延べ28名の参加がございました。昨年度は山口県立大学の田中マキ子教授をお招きしまして、「男女共同参画とワークライフバランス～あなたが輝くために～」と題した講演会を行いましたところ、68名の参加がありまして、関心度の高さがうかがえたところでございます。

また、多様な生き方という観点から絵手紙講座や応急手当の講習会も実施いたしまして、講演会と合わせて延べ102名の参加がございました。本年度も年明けの1月から3月にかけて、講演会や講座を3回程度予定しているところでございます。

最後に、市は、ワークライフバランスの実現、特に男性の育児休業取得率の向上に関して、その重要性をどのように認識しているかとお尋ねでございましたが、防府市では、昨年3月、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、施策の一層の推進を図るため、第4次防府市男女共同参画推進計画「防府ハーモニープラン21」なるものを策定いたしまして、積極的に推進してきたところでございます。この「ハーモニープラン21」では、男女間におけるあらゆる暴力の根絶、市の施策・方針決定過程への女性の参画の拡大、仕事と生活の調和――まさに、これがワークライフバランスでございますが――の推進の3つを重点的取り組みとして掲げているところでございますが、状況は少しずつ改善しているものの、成果がなかなか上がってこないこともありまして、昨年12月には、男女共同参画推進計画「防府ハーモニープラン21」がより実効性のあるものとなるよう、防府市男女共同参画推進条例を制定したところでございます。

また、「イクメン・イクジイ・カジダン」のフォトコンテストを初めて開催し、子育て世代だけではなく、子育てを応援する世代の参加にも働きかけているところでございます。

ワークライフバランスにつきましては、一人ひとりが仕事と生活において、やりがいや充実感を感じながら健康で豊かな生活を送ることが望まれておりますが、ほとんどの御家庭では、家事、育児、介護の大半を女性が担っておられることから、男性にも、家事、育児の負担が求められているところでありまして、男性の育児休業などの取得は大変有意義であると認識しております。

男性が積極的に育児休業などを取得することによりまして、育児などへの理解が深まれば、女性の育児、家事などの負担が軽減され、また、子どもの成長後も積極的に育児に参加しようという意欲にもつながって、そうなっていけば、議員もおっしゃったように、第1子だけではなく、第2子、第3子を育てていこうという、子育てのしやすい環境づくりにもなりまして、少子化対策にもつながっていくのではないかとと思われるところであります。

現状では、男性が育児休業などを取得することにつきましては、防府市といたしまして

も取り組みがおくれているところでございます。今後とも、国の動向をも注視しながら県や関係機関と連携し、積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 1番、久保議員。

○1番（久保 潤爾君） 御答弁、どうもありがとうございました。

男女共同参画推進事業、予算化されて、まだ年が浅いと思います。その中で、さまざまな取り組みを行っておられるということは理解いたします。しかしながら、今、申されたように、その重要性を認識しておられると。おられる中で、なかなか成果が上がってこないというところ、憂慮をされとるということで、積極的にこれから取り組んでいきたいという、そういう内容のお答えだったかと思います。重要性に関して、しっかり認識していただくとるということで、その点に関してはありがたいと思っております。ぜひ、有効に、このワークライフバランス、男女共同参画が進んでいくよう、執行部の御努力をお願いしたいと思います。

再質問させていただきます。

1点、男女共同参画推進条例を制定して、その中に男女共同参画審議会というものを設置するという条項がありますが、この中に、今、女性メンバーが何人おるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 防府市男女共同参画審議会の委員メンバーの男女構成という御質問だと思います。全員で、現在の審議会は15名おります。そのうち女性は12名でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、久保議員。

○1番（久保 潤爾君） ありがとうございます。15名中12名が女性ということで、バランス的にどうなのかというのは多少疑問がないこともないんですけど、ただ、やっぱり、これまで男性優位という中で、社会が構成されてきたという部分がありますので、女性の意見が反映されやすいというメンバー構成になっているとは考えます。女性が少なかったらどうしようかなと思っていたので、質問させていただきました。ありがとうございます。

続きまして、男性の育児休業取得について、市としても積極的に取り組みたいということでございますが、その当事者である市役所が男性の育児休業取得に対して、状況がどの

よくなつとるかということをお聞きしたいんですが、現在までに市役所で、男性で育児休業を取得した方が何人おられるか。また、取得期間がどのくらいであったかということ。そして、比較のために、育児・介護休業法改正後の女性の育児休業取得者は何人であって、また平均取得日数が何日あるかということ。そして、もう1点、また育児休業を取得したことによって、人事考課、具体的には退職金の計算、昇進等に影響があるのかというところを教えてくださいたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 職員の事務を所掌しております総務部のほうからお答えをいたします。

まず、これまでの男性の育児休業でございますが、2人おります。1人は18日間、もう1人は165日間、約5カ月ということでございます。

それから育児休業条例の改正後の取得者ですけれども、これは、今の男性含めまして36人、全員取得ということになります。ただ、男性のほうの取得対象は66人おりました、そのうち2人が取得。女性の取得対象者は34人おりました、34人が取得と。この中には夫婦とも職員というのもございます。

人事考課ですけれども、まず退職金の算定ということになりますと、この休業期間というのは何割か除算をされます。いわゆる退職金の計算から除算をされます。ただ、入所してから退職するまでの年数が何年かという問題がございまして、一般的に、一般的にと言っているのかどうか、仮に2人ぐらい子どもさんを育児休業されるということで——一つ言い漏らしておりましたけど、平均的な育児休業の日数が581日ということで、1年と7カ月ぐらいになりますかね。そういう計算をしてみますと、通常役所に入って定年退職までお勤めになれば、退職金にはほとんど影響は出ないんじゃないかと。もちろん出る方も当然いらっしゃいます。ただ、そのぎりぎりのラインぐらいかなというふうには思っております。

それから、昇任、昇格につきましては、これがちょうど大体20代から30代ということになると思うんですけども、最初の昇任の目安として、役所に入って、大卒で10年、高卒で15年、経験があれば主任という肩書きに変わるわけですけれども、これは経験年数でございますので、多少の除算がございまして、1年程度おくれるということはあると思います。育児休業の回数によりましては2年おくれるということまで想定されるころではあります。ただ、それ以降の昇任、昇格につきましては、何の影響もないというふうには思っております。というのは、持ち越してですね、1年、2年おくれたのが永遠に持ち越しておくれていくかということ、そういうものではございませんので、まず主任になるとこ

るで、1年、2年程度の同期の全く育休をとらなかった人よりおくれるということはありません。給与につきましては、当然、育休期間中は給与出ませんけれども、昇給もございませんけれども、育休から戻られた時点で、通常勤めていたと同じ金額に給与のほうは復元いたします。復元といいますか、昇給いたします。

あとは、特に何も影響はないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、久保議員。

○1番（久保 潤爾君） 御答弁、どうもありがとうございました。

さっき、ちょっと質問の中、キャリアロスという言葉を使いましたけれど、役所においては、そこまでのキャリアロスということにならないのであるなというふうに今感じました。多少の影響はあるんでしょうけれど。ただ、啓発をする中で、これ、ちょっと別に、ちょっと趣旨が変わりますけど、企業へ啓発する中へ、そういったキャリアロスに配慮するような、そういう啓発をしていただきたいなということをやちょっと思いました。

それで、今、男性の取得者が2人。これは、もう、長い歴史の中で2人ということでもろしいんですかね。そうですね、はい。そして、女性のほうがやはり圧倒的に多いということになります。何回も言いますが、市としては男性が育児休業取得することの大切さは認識しておられるという中で、今、男性の取得者が少ない要因というのがどこにあって、今後、どういうふうに職員に対して、今後、職員に対して取得しやすい職場環境にしたりとか、あるいは啓発していくというような、そういったことを考えておられるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） まず、取得者が少ないことにつきましては、特に理由はないと正直思います。これは、それぞれの御夫婦の間で、どういうふうにお考えになるかということであろうかというふうに思っております。職員、公務員というのは、こういう制度が始まりますと、必ず最初に整備されるのは公務員でございます。少なくとも育児休業に関しましては、非常に取得しやすいというふうに思っております。取得しやすいというのが、何のためらいもなく取得できるという意味ではないんですけれども、少なくとも、100%取得しておられますように、取得は十分できますし、その期間につきましても、3カ年とられる方もいらっしゃいますし、いろんな事情があつて、1年とか、1年半で出てこられる方もいらっしゃいますけれども、職場環境で期間が短いというふうには思っておりません。

ただ、先ほどから議員の御質問ありますように、社会全体としての男女共同参画の意識

という面から申しますと、育児休業に関しましては、市はもちろん整備されておりますし、仕事においても男女の差別はないと思っておりますけれども、社会全体としてどうかというところで、個々の考え方を男女共同参画に向けていくという意味では、職員研修等において、そういう機会がありましたら啓発というものはしていかななくてはならないというふうには思っております。

○議長（行重 延昭君） 1 番、久保議員。

○1 番（久保 潤爾君） どうもありがとうございました。啓発等に関しては、していかなければいけないということで御答弁いただきました。

確かに男女共同参画、特にこの男性の育児休業取得は、最近になって、ようやく制度がだんだん整備されてきて、まだ、なかなかですね、ただ、さっき申しましたような民間の職場では、なかなかとりにくい雰囲気等もあったりしてということもあるんで、これからどう取り組んでいくかという話になると思いますので、ぜひ、前向きに御努力していただきたいと思います。

ちょっと、市に対して、こんな例がありますよということで、ちょっと紹介させていただきたいと思います。

大分県の事例でございます。県が率先して育児休業取得、男性の育児休業取得に努めるということ、率先垂範するということ、部局ごとに職場実態に応じて、大分県庁子育てパパサポートプランを定め、各課長を父親の子育て参画推進員として、職員の意識改革や育児休業取得の推進を図っており、さらに、毎月第3水曜日を「子育てパパ退庁日」と定め、3歳未満の子どもを持つ男性職員が当該日に有給休暇を取得したり、15時をめぐりに退庁しようという取り組みを実践し、男性の子育て参画に対する理解促進とそのための効率的な業務遂行職場の醸成の2つの実現を目指していると、こういう事例がございます。

先ほど、総務部長は、男性の取得率が低いことはそんなに職場とかの問題ではないというような御答弁だったように思うんですけど、やっぱり、何かしら男性のほうがとりづらい雰囲気があるのかなという気もしなくもないんで、ちょっとハードルが少し高いのかなという雰囲気を受けますので。今言いましたような事例もございます。今言ったような事例であれば、例えば子育て中の職員に関しては、早目に帰って家事・育児に専念しなさいとか、そういった取り組みからだったら、すぐ、とりかかれる部分もあるんじゃないかと思っておりますので、そのようなことから、どうか、一步一步進めていただきたいと思います。これは提言でございますので、御答弁は要りませんので、よろしく願います。

最後に、防府市の男女共同参画条例は教育の役割をうたったところに、その大きな特徴

がございます。これは学校教育課のほうに、小・中学校においても、この点をしっかりと踏まえて、小・中学校教育の中、取り組んでいただきたいということを、これは要望しておきます。

初日の一般質問です。小学校6年生までの医療費無料化が平成27年10月ごろからということでしたか、実現するとの説明がございました。子育て中の市民にとって大変ありがたい施策であると思います。このような経済的な側面からの支援とワークライフバランスのような人的な側面からの支援がともに充実していくことによって、市長がおっしゃられる、住むなら防府という、そういったことを言ってもらえるようなまちになってもらえたらと思います。

今後の執行部の取り組みに期待をしまして、この項の質問を終わります。ありがとうございます。

続けてよろしいですか。

○議長（行重 延昭君） 続いてどうぞ。

○1番（久保 潤爾君） それでは続きまして、情報モラル教育について質問させていただきます。

昨年の12月議会で情報モラル教育について質問して以降も、小・中学生の携帯電話の所持率の上昇、中でも、スマートフォンの急速な普及等に伴いさまざまな問題が派生しております。御存じの方も多いかもかもしれませんが、スマートフォンで利用できるアプリケーションソフト、「LINE」によるものです。「LINE」は、インターネットサイトのように、アクセスすれば誰でも見られるものではなく、閉じられた世界であることから、学校裏サイトなどと比較すると、問題が生じたとしても、発見が容易ではありません。これを使つてのLINE外しなどがいじめにつながるとして問題になっております。

また、送られたメッセージに対して返信をしないことを非難されるという状況が小・中学生の中であるようですが、そのため、スマートフォンを常にチェックせねばならず、家庭での生活に影響が出るなどの問題も聞きます。

また、スマートフォンに限らず、依存症のようになってしまい、深夜までインターネット、あるいは通話などをすることによって、学校生活に支障を来すなど、今後もこれら以外に、携帯電話、スマートフォンを介して、子どもたちの心身に大きな問題が生じてくる可能性が非常に高いと思います。

愛知県刈谷市では、この4月から児童・生徒に、午後9時以降、スマートフォンや携帯電話を使わせないという試みを始めました。石川県は、子ども総合条例を改正し、携帯を小・中学生に持たせないという条文を設けました。東京都青少年問題協議会は、行政、保

護者、児童・生徒へ緊急メッセージを出し、携帯、ネット依存の防止を呼びかけております。このように、子どもを取り巻く現状に対して危機感を持って取り組む自治体はこれからも増えてくると思います。

防府市においては、昨年12月議会での私の質問に対して、情報モラル教育は重要かつ急務であり、しっかりと指導していく必要があるとの御答弁をいただきました。そこで、お尋ねいたします。年度も新しくなりましたが、今年度は冒頭に申しましたような状況、つまり、「LINE」等の問題も含めながら、児童・生徒に対して、どのような取り組みをされるのかを教えていただければと思います。

また、よりの確に情報モラル教育を行うためには、児童・生徒の携帯電話、スマートフォンの所持率や使用状況を把握しておく必要があると思います。前回にお尋ねしたときは、個人情報の問題もあり、そういった把握は難しいところもあるが調査していきたいとの御答弁でありましたが、その後、どうなったのかをお聞かせいただければと思います。

最後に、前回の質問で、保護者への啓発、特に、まだ子どもに携帯電話を持たせていない保護者への啓発について積極的に取り組んでいただきたい旨お願いしましたが、本年度はどのような内容の取り組みが市内の小・中学校で行われる予定であるのでしょうか。

また、入学式の際に講演などを行うようなことをされたのか、そして、昨年11月に行われたような保護者だけを対象とした講座などの取り組みはことしも行われるのかについても、お教えてください。

以上、御答弁よろしくお願いたします。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 情報モラル教育についての御質問にお答えいたします。

12月議会におきまして、議員から御示唆いただきました、情報モラル教育を家庭や地域と連携して行うことの重要性についてでございますが、その後、早速1月の定例校長会におきまして、課題として取り上げました。特に、携帯電話やスマートフォンを使用する上でのルールやマナーを家庭内で確立すること、フィルタリングサービスの理解促進を図ること、さらに、小学校低学年保護者への啓発手段として入学式や保護者会等において専門家による講話などの機会を設けることなど、具体的な取り組み事例を示しながら、各学校長へ指導したところでございます。

その結果、今年度の各学校における取り組みといたしましては、防府市内のほとんどの学校が文書配布による啓発や保護者会やPTA総会での講話等による啓発を行っております。

また、15の学校が仮入学や入学式での講話による啓発を実施しております。さらに、22の学校が警察や携帯電話会社、ネットアドバイザー等の外部講師を招聘して、子どもと保護者が一緒に学ぶ研修会や保護者のみを対象にした研修会を実施、並びに予定しているところがございます。これら専門家による研修会は、議員が心配されているソーシャルネットワーキングサービス、いわゆる「LINE」等の問題も、具体的なトラブル事例によって紹介され、切実感のある内容になっております。

また、7つの学校では、このような研修会を土曜授業で実施し、保護者のみならず、地域の方々に対しても参加を呼びかけております。

次に、小・中学生の携帯電話やスマートフォン所持状況の把握についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、防府市教育委員会としましては、所持状況の悉皆調査は実施しておりませんが、平成25年の12月から平成26年の1月にかけて、防府市青少年育成市民会議が市内の小学2年生とその保護者、小学5年生とその保護者、さらには、中学2年生とその保護者、各300から400名程度を抽出して実施した調査がありまして、この調査結果によりますと、小学校2年生では約26%、5年生では32%、中学校の2年生では約48%の児童・生徒が自分専用の携帯電話もしくはスマートフォンを所持していると回答しており、所持状況把握の資料といたしております。

本調査は5年ごとに実施されることになっておりますので、今後も引き続き実態把握の資料として使っていきますが、昨今の利用形態の多様化やそれに伴う児童・生徒へのさまざまな影響に対応すべく、PTA等と連携をしながら、さらに詳細な実態把握の時期や方法について、今後検討してまいりたいと考えております。あわせて、学校に対しましても、機会あるごとに、携帯電話やスマートフォンの安全な使用にかかわる保護者への啓発につきて、実効的な取り組みをするよう指導してまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 1番、久保議員。

○1番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。昨年12月の質問後、早速に取り組んでいただいておりますようで、大変ありがたく思っております。ありがとうございます。

情報モラル教育に対する取り組みが大変、ちょっと比較する数値、私、持ってないんですが、恐らく昨年よりはかなり増えたということでもよろしいんですね。はい。その点で、ぜひ、これからも、特に情報モラル教育に関しては日々状況が変わってまいります。1年前、2年前は、「LINE」というものを、問題がこんなに大きくなるということ、誰も

わかってなかったわけですし、そういうふうに刻々と変わっていくものでありますので、ぜひ機を捉えて、これからも積極的に取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと、先ほどの御答弁の中で、防府市青少年育成市民会議の調査のことについて、ちょっと私が聞き間違えたんかもしれませんが、これは5年ごとに調査をされるんですか。5年ごとと申されたんでしょうか。5年ごと、はい。

青少年育成市民会議の調査も、もちろん、これは有用だと思っておりますが、ただ、5年ごとでありますと、どう考えても情報がやっぱり、今の勢いで、所持率が増える中で、やっぱり古くなっていくんじゃないかと思っております。先ほどのPTAとの連携も言われましたけれど、その中、できることなら、毎年何らかの形で、それはもう教育委員会がみずからやるんじゃないか、PTAの連合会等協力する中で、ぜひ、そういったものを今後も実効していただきたいと思いますと思いますが、その点、御答弁いただけますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 先ほどの青少年育成市民会議のこの調査は5年ごと、平成20年、前回は。今回平成25年に行っております。その調査での子どもたちの携帯並びにスマートフォンの所持率というのは、確実に、先ほど議員おっしゃいましたとおり、小2、小5、中2、増えてきております。昨今のそうしたいわゆる携帯、スマートフォン、「LINE」と、2年前は全くなかったような問題が今起こってきておりますが、毎年の調査はということですが、実は学力調査というのが全国一斉の悉皆調査がありますが、このときにあわせて学習状況調査というのが、学力のいわゆる国語と算数、数学のテストとあわせて一般的な子どもたちの生活に対するアンケートがあります。そのアンケートの中に、携帯、スマートフォンを持っているとか、あるいは読書の時間、あるいは勉強時間、さらには朝起きる時間とか、そうした、もろもろの子どもたちの生活状況の調査項目、アンケートがありますが、ただし、これは先ほどの青少年育成市民会議、この会議は小2、小5、中2でしたが、全国学力学習状況調査の対象は小6と中3でございますので、そうしたところで、ちょっと単純に比較はできませんが、ただし、毎年そういうふうな、調べると申しましょうか、所持率等は、毎年の小6、中3に限ってはデータを持っています。ただ、今、いろんなこうした、携帯、スマートフォンでの新たな問題も起こってきていますので、先ほども申しましたが、PTA連合会等としっかり連携しながら、こうした問題が子どもたちに悪い影響を及ぼさないように、そうした取り組みをまず最初の実態把握として、早急にアンケート調査を行わなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、久保議員。

○1番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。アンケート調査をしなければならぬという認識は強いということで、どうぞよろしく願いいたします。

先日、私、華西中学校の学校運営協議会に参加いたしました。その中で、PTA会長が、今年度、携帯電話のあるいはスマートフォンの実態について調査を行ったとおっしゃっておられました。各小・中学校、小学校はちょっとわからないですが、中学校ではそういう取り組みもこれから行われてくるのではないかと思いますので、その情報を把握されるということでもいいのではないかと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

もう1点、ちょっと再質問いたしますが、今、スマートフォンで、スマートフォンというのは、さまざまな機能があって大変便利なものなんですけれど、トータルでいいんですかね、「TOEFL」。英語検定じゃないけど、TOEFLですね、TOEFLのリスニングCDというのがこのたびなくなって、スマートフォン、あるいはタブレットでダウンロードしてリスニングをしてくれというようなふうになったようでございます。

そのように、これから、ますますいろんなことが、そういった事例で、スマートフォンやタブレットを使ってくれというようなことが増えてくるかとは思いますが、ちょっと、まず1点、中学生ぐらいで、TOEFLを受験するような子というのはおるんでしょうか。そこをちょっと確認したいんですが。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 子どもたち、恐らく中・高生の英語の学力、あるいは話す力も含めてのそうした英語力を調べる検査として、先ほど議員申されましたTOEFL、あるいはTOEIC、さらには英検というのが今有名ではないかと思っています。中学生の場合は英検がほとんどだと思います。各学校で行っていますし、それぞれの地区でも行っております。ただ、英検は、中学校段階では、いわゆるスピーキングとかいうのがございません。まだ、そういう力はない、今までの英語教育ですね、やはり読み書くというふうなことが中心でした。最近では、商業英語も含めまして、TOEFLとか、盛んにそうしたものが、基礎的なものが必要だということで、大学なんかは取り入れられてもおりますが、本市の場合、きちっと把握したわけではございませんが、TOEFLを活用しての英語力の検査というのは、まだやっていないと思います。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、久保議員。

○1番（久保 潤爾君） どうもありがとうございました。TOEFLに関しては、中学生はまだやっていないであろうということで、ただ、これから先、そういった英検に限らず、いろんな教材に当たるようなものが、そういったタブレットとか、スマートフォンを

活用してというような時代になっていく可能性が高いのかなと思います。ということは、私は、小・中学生、持たせないほうが良いとは個人的には思っておりますけれど、やはり、持たせないという選択よりは正しく使うということを教えるというほうが現実的な選択になっていくんだろうと思います。そして、また、それが重要になっていくんだと思います。そして、そのためには、やはり家庭の協力といいますか、家庭でのルールをつくることが大変必要になってくると思います。

そこで、保護者への啓発に関して、冒頭申しました資料を引用しながら、ちょっと提言をしたいと思います。

「スマホ18の約束」という資料を手元に配ってあるかと思います。これは、テレビでも取り上げられたようなので、御存じの方は御存じかと思うんですが、内容としては、アメリカのある母親が13歳の息子のクリスマスプレゼントにiPhoneを送った際に息子と交わした親子での契約書。約束書きですね、契約書のようなものです。

これが、情報化が急速な勢いで進む社会の中で、子どもに初めて情報機器を持たせるときに親が伝えるべき大切なことが網羅されていると思います。ということで、今回資料として使わせていただきました。

最初、一番上に、「スマホ18の約束」の下にメッセージがあります。「メリークリスマス」から始まるメッセージがあります。最初のメッセージですね。

「あなたは責任感のある利口な13歳なので、このプレゼントはあなたにふさわしいと思います」と。子どもの人格を尊重しつつ、その以降、その下に、3行下がったところに、こういった契約書をつくると、こういう約束をすることが「私の役割だと理解してくれると信じています」というふうに、親が子どもを、保護、監督する義務もあるということをここで伝えているのではないかと思います。

以下の約束の部分、18項目あります。全てを引用する時間がないので、特に大切だと思える内容について、少し言及したいと思います。

ナンバー1と書いてあるところです。

「これは私のiPhoneです。私がお金を払ってあなたに貸してあげています。私ってやさしいでしょ」というのがあります。これは、親がこの携帯を契約して購入したものであり、所有権は親にあるということを明瞭にしています。そして、また、子どもに持たせたのは自分であるという責任の所在を明確にしているとも言えるのではないかと思います。

そして、次に4番。

「学校がある日は午後7時半に、休日は午後9時に、ママかパパにiPhoneを渡さない。次の朝の7時半までシャットダウンしておきます。友達の親が直接出る固定電話

に電話で出来ないような相手なら、その人には電話もSMSもしないこと。自分の直感を信じて、他の家族も尊重しなさい」というふうにあります。これは家庭内でしっかりとルールをつくって、深夜に携帯にかかりきりになって、生活習慣や健康に悪影響が出ることを未然に防ぐということだと思います。

これは数年前から市内の中学校でも、夜中にずっとメールをして、次の日、朝、学校に来て寝ているということがあったり、数年前から学校生活で悪影響が出るということの問題になったということを知ったことがございます。ごく最近も、中学生の親である私の友人からも同じような事例を聞きました。

実は、この1と4は、先ほど触れました愛知県刈谷市ですね、刈谷市が携帯、スマートフォンの9時以降使用禁止のルールを決めた背景と一致しております。このルールを決めた刈谷児童・生徒愛護会で、主導的な立場にある校長先生の言葉が以下のようにあります。まず1つとして。

保護者は自分で子どものために契約をしておきながら、トラブルがあれば、問題を学校に持ち込みます。子どもに持たせるために契約したのが保護者でありながら、学校にです。これでは責任の所在が本末転倒です。

ということで、まず携帯を持たせたのは親であることを認識してくれということが1点。

そして、もう1つが。

ごく普通の子どもの中には、無視やスルーが嫌で常にスマートフォンを身近なところに置いている子がいます。そこまでやりたくないのにという子どももいるんです。そうした、子どもたちに、21時以降は親にスマホを取り上げられるから、と言いわげができる状況をつくりたいんです。

というのがもう1点でございます。ですから、やりたくもないのに返信をしなきゃいけないということで、それこそ、夜中の12時、1時まで、携帯を持っているというような、そういう状況を防ぎたいという思いでつくられたというふうに言われております。逆に言えば、このあたりを、携帯を子どもに持たせる際に、しっかりとっておけば、問題が大きくなる前に防げるということでもあると思います。

ちょっと、すみません、時間が迫ってきました。

約束に戻ります。

7と12について、「テクノロジーを使って嘘をついたり、人を馬鹿にしたりしてはいけません。ネットいじめに関わるようなこともしてはいけません」。

そして12番は、「あなたや他人のプライベートな写真を送ったり、受け取ったりして

はいけません」そういったことをしたら「人生さえも壊してしまう可能性があります」というふうに書いてあります。これははじめに参加しない、ネットでの個人情報流出の被害に巻き込まれないように、子の健全な成長を願いながら、ネット上のマナー、モラル意識について教諭すものであると思います。

12番については、表現は穏やかになっていますが、今問題になっているリベンジポルノの問題を含んでいます。

次が14番ですね、「ときにはiPhoneを家に置いて行きなさい」という内容です。

iPhoneはあなたの人生ではありません、これは携帯が人生の全てではないということ諭して、依存症を戒める内容になっています。

18番ですね、最後には、「問題があるようなら、iPhoneを没収します。そして一緒にそのことについて話し合います」という部分ですが、これは親としての毅然とした対応と失敗から学んで、話し合い、やり直す機会を与えるというもので、家庭での教育効果として、その面でも、大変大切なものであると思います。

ほかの内容も読んでいただければ、さまざまなリスクのある情報化時代を生きていく我が子に対して、健全な成長を願う親の思いがよくあらわれているとお感じになることじゃないかと思います。

この「スマホ18の約束」を引用させてもらったのは、これから子どもに携帯を持たせる保護者にも、既に持たせている保護者にも、考えてもらいたい内容が詰まっているからであります。これから、ますます、携帯、スマートフォンの小・中学生の普及は、法律で規制でもされない限りは進んでいくことと思います。そうすると、情報モラル教育の重要性はますます高まっていきます。そして、保護者への啓発は、その中でも最重要事項となると思います。この「スマホ18の約束」をそのまま使うことはできないかもしれませんが、保護者への研修等を行う際に、この内容を参考にして資料をつくり、家庭内でルールをつくる際のヒントとしてみるという取り組みも行ってみたいと思います。これは提言でございますが、もし、何か御所見があれば、お聞かせいただければと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、ただいま貴重な御提言どうもありがとうございました。私ども、今議員が最後におっしゃいましたが、家庭でのそうした情報モラル教育の啓発というのは大切なことだと考えております。そうしたところで、学校だけでなく、PTA、さらには、青少年健全育成に関するそうした諸団体と協力しながら、子どもたちの情報モラル、さらには、そうした子どもから、そうした、もろもろの情報化社会の中の被害、そうしたものに遭わないような、そうした取り組みを進めていきたいと考えております。

また、議員におかれましては、これからも御協力よろしくお願ひしたらと思ひます。どうもありがとうございます。

○議長（行重 延昭君） 1番、久保議員。

○1番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。

情報化社会を生き抜いていかねばならない子どもたちの未来に向けて、しっかりと取り組んでいただくことをお願いいたしまして、私の質問終わります。どうもありがとうございます。

○議長（行重 延昭君） 以上で、1番、久保議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 0時59分 開議

○副議長（三原 昭治君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

議長が所用のため、副議長の私がかかわって議事の進行をさせていただきます。

それでは、午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、14番、山本議員。

〔14番 山本 久江君 登壇〕

○14番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。午後からの質問、どうかよろしくお願いをいたします。

今回は、大きく3点にわたりまして、質問をいたします。

1つは、介護保険制度について。2つ目に、子育て支援について。3つ目に、消防団活動の充実強化について。

以上、重要な中身と思ひますので、どうかよろしくお願いをいたします。

それでは、通告の順に従ひまして、質問をいたします。

まず、第一点は、介護保険制度についてでございます。

6月18日、国会で地域医療・介護総合確保推進法、すなわち「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が成立をいたしました。医療、介護の制度を根底から覆す、この法の成立に、利用者や事業者、事業所などからも多くの疑問や不安の声が寄せられております。

市では今年度、来年度からの第6期介護保険事業計画策定に向けた取り組みが順次進められておりますが、その根幹にかかわる介護保険制度が大きく変えられるわけですから、影響は極めて深刻でございます。

そこで、お尋ねをいたします。

まず1点目は、要支援1、2と認定を受けた要支援者への訪問介護と通所介護を市の事業に移すことへの影響をどのように受けとめておられるのか、お尋ねをいたします。

全国的にも現在、要支援1、2と認定をされ、介護サービスを受ける人の8割以上はヘルパーによる訪問介護、それからデイサービスなどの通所介護を利用されております。この2つの要支援者向けサービスを介護保険から外し、現在、市が実施している地域支援事業に新たなメニューを設け、実施することとなりました。

中央社会保障推進協議会が、23の都道府県と広域連合を含む646保険者に、介護保険の要支援者向けサービスについて市町村への移行が可能かどうか、アンケートを実施されております。それを読まさせていただきますと、「不可能」あるいは「判断不能」との回答が7割を占め、「可能」というふうに回答をされたのは、わずか17.5%でございます。しかも、国からの財政支援、あるいは人的配置が必要などの条件をつけてのことです。

多くの自治体が、制度の実施を前に困難を示しています。利用者や事業所にとってはどうでしょうか。市の事業に移した場合に、国では、利用者が専門的サービスを受けられるのは、2025年度には5割程度になるという試算を示しております。ですから、新たに要支援と認定された人には、ボランティアなどのサービスしか提供されなくなるおそれが出てまいります。

さらに、要支援者への給付費の伸び率5.6%は3.7%に抑制をされ、サービス単価や人件費の切り下げ、また利用者の負担が増えるなど、介護サービスを質、量ともに低下させることは明らかでございます。要支援1、2は、要介護状態にならないようにしていくために、専門的サービスを必要とする極めて大事な時期でございます。

利用者にとっては、市町村で、住んでいる地域で違ってくる、このサービスの内容や質、あるいは利用料が一体どうなっていくのか。介護事業者にとっては、これまでどおり運営ができるのかどうか、本当に不安でございます。市のお考えをお聞かせ願えたらと思います。

2点目は、今回の見直しの一つであります、特別養護老人ホームの入所対象についてでございます。

今回、特別養護老人ホームの入所は原則、要介護3以上といたしましたが、今後、施設入所希望の要介護者への対応をどう進めていかれるのか、市のお考えをお尋ねいたします。

全国では、およそ52万人の特別養護老人ホームの待機者がおられますが、そのうち約17万8,000人は要介護1、2の方です。こうした方々は、今でも入所待ちの行列に

並んでおられ、また、並んでも後回しになったりが続いております。

ところが今度は、行列に並ぶことすら許されなくなります。国は特養入所希望にふさわしい施設計画も示さず、このままでは、いわゆる介護難民化が一層深刻になることは火を見るより明らかでございます。市としては、今後の対応をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

次の２点目として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の取り組みについて、お尋ねをいたします。

このサービスは、在宅の要介護者が、夜間を含め２４時間安心して生活できるように、訪問介護と訪問看護が密接に連携をしながら、短時間の定期巡回訪問と利用者からの通報に応じて随時対応する訪問介護、看護を組み合わせたサービスでございます。

地域密着型サービスの整備充実を図るとして、平成２４年度から今年度までの第５期の介護保険事業計画の中では、今年度の利用実績見込みを１１６人とするなど、これまでその整備に向けて取り組まれてまいりましたが、いまだ十分に実施に至っていないのが現状でございます。サービス提供事業所を公募により決定していくとの計画が示されておりますけれども、今後の実施に向けてのお考えをお聞かせください。どうぞよろしくお願いをいたします。

○副議長（三原 昭治君） １４番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、１点目の要支援者への訪問介護と通所介護を市の事業に移すことへの影響についてのお尋ねでございましたが、団塊の世代が全員７５歳以上となります２０２５年問題を見据え、医療・介護制度を一体で改革する地域医療・介護総合確保推進法が平成２６年６月１８日に成立いたしました。この法律によりまして、市町村は平成２９年４月１日より、介護保険の予防給付であります要支援者への訪問介護及び通所介護と、市町村が実施しております地域支援事業を統合した新しい総合事業を実施していくこととなりますが、要支援者の認定期間を考慮する必要もありますことから、要支援者への訪問介護及び通所介護の新しい総合事業への移行の完了を平成３０年３月３１日までとされているところでございます。

また、平成２６年５月末現在の本市の要支援１から要介護５までの認定者は６，７０４人で、そのうち要支援の１及び２は２，１５５人となっております。認定者全体の約３割の方が、この新しい総合事業の影響を受けることになると思われま

市町村が実施することになります新しい総合事業では、介護保険制度で規定されていま

す人員基準や運営基準は必要なく、柔軟なサービス提供や単価の設定など、事業内容については市町村の裁量で実施することができるとされております。

国は、この事業などのガイドラインを7月中に発表するとしており、現在のところ詳細はわかりませんが、買い物や掃除などの生活支援のみのサービスの提供を受けておられる利用者につきましては、ボランティア団体、NPO法人及び民間企業などの活用を考慮しており、事業内容によっては、全国の市町村の中で、これらの団体などを十分に確保できない市町村が多く出て、サービスに市町村格差が生じるのではないかという懸念や、これらの団体などのサービスの質の確保も大きな課題になるとの意見もございます。

また、現在、介護予防に携わっております訪問介護事業所や通所介護事業所も、引き続きこの事業に参入することができますが、国は介護費用の増加率を75歳以上の後期高齢者の増加率程度に抑えるように考えていることから、市町村が訪問型サービス及び通所型サービスの単価を決めるとなりますと、現在の単価より低い単価を設定するということがあるのではないかと考えております。

そうした場合、事業所にとっては事業継続が困難と判断し、この事業に参入しない事業所が出てくる可能性もあり、利用者にとりましては、今までなれ親しんだ訪問介護や通所介護の事業所を利用できなくなることもありますので、本市といたしましても、事業者等関係者と十分な協議が必要になると考えております。

次に、2点目の特養入所の対象を、原則、要介護3以上とすることでの施設入所希望の要介護者への対応についてのお尋ねでございましたが、地域医療・介護総合確保推進法により、平成27年4月1日から特別養護老人ホームの入所者は、原則、要介護3以上となります。

ただし、要介護1及び要介護2であっても――4つのくくりがありますが、――まず1つ目は、認知症患者であり、常時の適切な見守り・介護が必要な方、2番目といたしまして、知的障害・精神障害等を伴って、地域での安定した生活を続けることが困難である方、3つ目として、家族によるサポートが期待できず、また現に、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められない方、4番目として、家族などによる虐待が深刻であって、心身の安全・安心の確保が不可欠である方につきましては入所することができるとされております。

また、現在、特別養護老人ホームでは、施設にあきが出た場合は、申し込み順ではなく、ひとり暮らしで要介護の重い方など、入所の必要性が高い方は優先的に入所できる仕組みとなっております。

本市といたしましては、特別養護老人ホームへの入所を希望されていた要介護1、また

は2の高齢者や、入所の必要性が高くない中重度の要介護の方につきましては、住みなれた地域などで在宅生活ができるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスを含め、在宅介護サービスの充実や地域包括ケアシステムの構築並びにグループホームなどの居住系サービスの利用状況などを含め、総合的に対応策について取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護についてでございますが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に提供し、定期巡回と訪問を含めた随時の対応を行うサービスでございます。

今後、重度の要介護者、ひとり暮らしの高齢者や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加することが予想される中、高齢者が医療系サービスも必要となる重度の要介護状態になられても、住みなれた地域で在宅生活の継続の可能性を高めるサービスであります。

しかし、全国で介護職や看護職の不足が叫ばれております。定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスは、平成24年4月に新たに創設されたサービスでありますため、サービス内容などがわからず、利用者の希望が少ないと思われ、事業者にとっては需要量につかみにくく、事業が普及していない状況でございます。

本市におきましても、第6次防府市高齢者保健福祉計画に整備することとしておりますが、現在のところ、事業所を設立するという情報はございません。

一方で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同じく現計画において整備することとしております複合型サービスにつきましては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護以上に全国的にも少ないサービスでございますが、平成26年6月1日に県内で初めて、複合型サービス事業所が本市に開設されたところでございます。

複合型サービスも、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と同様に、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして位置づけられ、医療系サービスも提供できるもので、介護職と看護職が多く必要となりますが、当事業所を開設した事業所は訪問看護事業所でもありましたので、看護職を新たに確保する困難性は少なく、介護職も確保され、開設に至っております。

このことから、本市の定期巡回・随時対応型訪問介護看護の導入につきましては、次期防府市高齢者保健福祉計画におきまして、事業所の整備を位置づけ、訪問看護の事業所などを中心に事業者と協議を重ね、サービスを導入していきたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（三原 昭治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、意見なり、また再質問をさせていただきたいと思います。

ことし1月に、山口県保険医協会が、県内の訪問介護及び通所介護の事業所へアンケートを行っておられます。それを読まさせていただきますと、回答をされた303の事業所のうち、訪問介護や通所介護が市の事業に移行することで「影響がある」というふうに答えたところは7割を超えているんです。

その理由を尋ねますと、「サービス利用の抑制の危険がある」。また、「サービスの質の低下、あるいは事業所の収益減少につながる」。さらに、「利用者の混乱はもちろん、事業所としても存続を含めて今後に不安がある」。

こういうふうにとくさんの不安の声、このアンケートには寄せられております。事業所側から見れば、厳しい経営状況を深刻化させることにつながり、一方、利用者にとっては、負担が増えること、それからサービスの質の低下、あるいは心身状態の悪化を招きかねない、こういう状況になるわけで、まさに深刻でございます。

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会の委員であります「公益社団法人認知症の人と家族の会」の副代表であります勝田登志子さんが、次のように述べておられます。「認知症の場合は、初期とか早期が一番大変です。本人も混乱するけれど、家族も大変混乱する時期だからです。初期に手当てしなければ、認知症は一気に悪くなります。その混乱を最小限にするように訓練された専門職の人たちがケアに携わっているのです。今回の法改定では、軽度認知障害や初期の認知症の人が適切なサービスを受けられなくなる、こういうふうに危惧しています」このように述べておられます。

要介護認定を受けられた方の約3分の1が、今、御答弁の中にもありましたように、防府市の場合、約3分の1が要支援1、2の方でございます。市として、事業所や市民の声をしっかりと聞いていく。このことがとても大事だというふうに思いますけれども、そうした声をどのように聞いて、次の次期介護保険事業計画に反映をしていくのか、その点をお尋ねをしたいと思います。

○副議長（三原 昭治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 計画の策定に当たって、市民や介護事業所の意見をどのように聴取するのかという御質問でございます。お答えします。

まず、市民でございますが、市民の皆様の御意見につきましては、介護保険サービスを利用する際、実際に利用されている御本人や御家族と協議をされておりますケアマネジャーのほうから、いろいろな意見を聞いてまいりたいというふうに考えております。

また、介護事業所からの御意見につきましては、各サービスの団体等と協議する場を設け、意見交換会、こういうものやっぴいこうというふうに考えております。

さらに、地域の団体や福祉、医療等の関係機関等を構成メンバーとしております防府市高齢者保健福祉推進会議においても、さまざまな御意見をいただき、次期高齢者保健福祉計画に反映してまいります。

以上でございます。

○副議長（三原 昭治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） さまざま御意見が出てくると思うんですね。これは本当に、2000年に介護保険制度が始まりましたけれども、この根幹にかかわるような中身ですので、ぜひとも皆様の御意見をしっかりと聞いていくということが大事であろうというふうに考えております。

2点目ですけれども、特別養護老人ホームの入所対象を、このたび原則、要介護3以上にするという、この問題ですけれども、防府市においては特養待機者のうち要介護1、2の方、どのくらいおられるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（三原 昭治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 特別養護老人ホームの要介護1、2の入所待機者数は幾らかという御質問だと思います。

本市が、市内の特別養護老人ホームに行いました、平成26年1月末、これ3年ごとにやっておりますが、この入所待機者の調査では、防府市は全体で547人の待機者がおります。そのうち、要介護1及び要介護2の方は197人となっております。全体の547人ですが、これは3年前の23年1月と比較すると、53人の減少となっております。申し添えておきます。

以上でございます。

○副議長（三原 昭治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 御答弁にありましたように、特養の待機者、防府市が500人以上おられると。その中で、要介護1、2の方、今回対象が外れる1、2の方、約200人近い方がおられるわけですね。これらの方は、今後は待機者になることも認められないということですね。

国が示しましたのは、じゃあそのかわりに計画があるかということで、国が示したのは、低所得者には利用できない有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅を民間任せでつくるという計画でございます。サービス付き高齢者住宅は、例えば、利用料等10万円を超える利用料と。別に介護サービスを使えば、またその分負担がかかってくると。こういう状況ですので、国民年金等で生活をされてる方々等、低所得者の方々等にとりましては、なかなかこの施設利用しにくい状況でございます。ますます介護の問題が深刻になるという

ふうにしてあります。

また、この法の内容では、年金収入280万円以上の人から利用料を1割から2割にしていく、倍化していくということも、この法律には書かれてございます。国会の状況、私、見ておりましたけども、この2割にしていく理由、根拠を厚生労働省は説明しましたけど、一旦引き込めたんですね。この2割負担の根拠は完全に崩れているにもかかわらず、この法が成立した経緯がございます。市民や、あるいは介護関係施設、事業所、そして市にとっても、自治体にとっても余りにも問題が多い法律なんですね。改めて、介護保険制度に対して、今回の改革に対して、市長のお考えをお尋ねしたいと思いますのですが、いかがでございましょう。

○副議長（三原 昭治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御存じのとおり、平成12年に介護保険制度がスタートをしましてまいりました。年数を経るごとに、高齢化社会がどんどん進展していつている。そういう状況の中で、この介護保険制度を持続可能なものにしていかなければならないという大きな前提の中で、都度、改正をしていかなければならないというのは、これはもう避けて通れないところではないかというふうに、私なりに感じているところであります。

○副議長（三原 昭治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） この法の実施が今からスタートするわけですがけれども、自治体あるいは介護の現場からは、これではとてもやっていけないという、そういう声がたくさん出てくると思うんですね。

市長は、このたび全国市長会副会長というお役を受けられたということでございますけれども、その立場からも、ぜひ、この介護の現場の状況、そして自治体がいかに、例えば要支援1、2を地域支援事業の中にやっていく受け皿が本当にあるのかどうかというの、本当に大変な問題だと思うんですね。こうした現場の声をぜひ国のほうに届けていただきたいというふうに要望いたします。

最後に、第6期介護保険事業計画策定に向けて、来年度からの事業計画ですが、これに向けてのスケジュールを最後にお尋ねしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（三原 昭治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 第6期の介護保険事業計画のスケジュールということだと思います。

現在、次期計画の策定のために実施いたしました調査の集計を終え、今、分析に入っているところでございます。これから、7月の国のガイドラインにより、介護保険制度の改正について精査し、関係者と協議調整した上で、9月までに次期計画の素案をまず作成い

たします。10月に県と圏域内での整備計画の調整に入ります。その後、12月にパブリックコメントを実施しまして、27年1月末までには次期計画案を策定したいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（三原 昭治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） それでは、質問、2点目にまいります。

質問の2点目は、子育て支援についてでございます。

まず、子どもの医療費無料化に向け、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

市長は、議会初日に、5期目に当たる所信表明の中で、子育て支援について、その施策の一つとして、現在実施している就学前児童の医療費無料化を小学6年生まで拡充していくことを表明されました。昨日、また一昨日の一般質問のところでも取り上げられた経緯がございます。

昨年12月議会で、私は、小・中学生まで拡充をして、児童・生徒の保健の向上と児童・生徒の福祉の増進を図るべき、こういう質問をさせていただきましたが、そのときの御答弁は、「段階的に制度を拡充することについて財政的な面を踏まえながら、さまざまな角度から検討をしていく」こういうことございました。

5月に実施をされました市長選挙では、各候補とも防府市の主要施策の一つに子育て支援を上げ、具体的には子どもの医療費の拡充、2人の候補は中学生までをその対象とするよう取り組むことを掲げておられました。子育て支援策の充実がいかに喫緊の課題であるかが、この選挙を通しても実感をすることができます。

防府市でも調べますと、ゼロ歳から17歳までの子どもの人口は減少を続けております。総人口に対するその割合、平成2年に23.5%だったのが、ことしは16.1%と大きく減少をいたしております。特に、12歳から17歳、中学生以上人口というんだそうですが、12歳から17歳までの人口が平成2年に1万1,120人だったのが、ことし、平成26年には6,648人と約6割に減少しているのは、これ特徴なんです、防府市の。

また、子どものいる世帯が減少傾向の中で、ひとり親と子どもから成る世帯が増加をいたしております。

一方、市ではこのたび、子ども・子育て支援新制度に係るニーズ調査を実施されました。ホームページにございましたので、その結果を読ませさせていただきましたが、防府市の子育て支援策についての重要度を尋ねる質問では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制」を選択した回答が73%と高く、また子育てについての悩みを問う質問では、「子どもの教育に関すること」が、これ一番高かったですね、66.3%。次いで、「子ども

の健康、発達、医療に関すること」が39.4%。「子どもの安全に関すること」が38.3%。そして、「子育てで出費がかさむこと」が37.4%と続いて、これらが主要項目となっております。

子どもを取り巻く環境の変化、市民のニーズを踏まえ、次代を担う子どもの健全育成と安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進するために、このたびの小学校6年生までのこの施策、一歩進められたという意味では評価をいたしますけれども、義務教育終了までの医療費助成に向けて、ぜひ検討をしていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

次に、保育料の問題でございます。

市独自の保育料軽減について、同時入所第2子以降の保育料無料化が実施できないか、お尋ねをいたします。

現在、防府市では保育料につきまして、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所などを利用する場合には、年齢が最も高い児童は基準額とし、次に年齢が高い児童は半額、そのほかの児童は負担額なしとしております。利用料を補助することで、負担が大きいと言われる保育料の保護者の経済的負担を軽減し、仕事と家庭の両立を支援していく、こういう制度ではございますが、基準額そのものの負担が大きく、さらなる充実が求められているところでございます。

既に、県内でも、萩市、周南市、光市、下松市、周防大島町など実施をされておられて、子育て世帯の経済的負担の軽減のための施策として、住民からは大変喜ばれております。

防府市におきましても、ぜひ実施をしていただきたいというふうに要望いたしますが、いかがお考えでございましょうか。御答弁をお願いいたします。

○副議長（三原 昭治君） 14番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

子育て支援、なかんずく医療費の拡充でございますが、私が公約で掲げたのは、現在実施しております就学前児童までの医療費無料化、これも実は4年前の選挙では、4歳児までということで選挙公約に掲げさせていただいたわけですが、それを実施していく中で、就学前までということで、さらに2年延長させていただきました。これ2年前のことでございます。

そういうような形で無料化について取り組んできておまして、今回は27年度中に、できたら8月ということで鋭意努力しておるところでございますけれども、これを小学校

6年生まで所得制限なしで拡充するというところで、これまでどおりの形をとっていききたいと、かように感じているところでございますし、通院時あるいは入院時におけるものについて無料ということでございます。

医療費の負担について、経済的な支援を行わさせていただくことによって、これまで以上に子育て家庭の皆様の御負担を軽減することになっていくと、このように考えているところでございますが、この制度を中学生まで拡充する考えはないかという御質問でございますが、今回の大幅な支援の拡充、6年間にわたっての拡大になったわけでございますから、これによって財政支出が今後伴ってまいります。

来年度以降、その中身をしっかりと点検、検証しながら、同時に財政の健全性というものをしっかりと保ちつつ、施策全体の中で子育て支援のための施策を一層充実させていくことができればいいがなど、かようなふうを考えているところでございます。しっかり検討させていただきたいと存じます。

次に、保育所における保育料の軽減につきまして、現在、保育所の保育料は、同時入所の場合は2人目は半額、3人目以降は無料となっているわけでありまして、それを2人目の半額部分を無料にできないかということかと思うんですが、ただいま子ども・子育て支援新制度について、国におかれて鋭意その検討がなされているさなかでございます。保育につきましては、認定こども園、幼稚園、保育所、全てに共通の給付制度の創設など、現在の制度が大きく変わろうとしている過渡期でございますことから、新たな制度全体の中で、今後検討してまいらねばならないと考えております。

いずれにいたしましても、子育て支援の充実につきましては、極めて重要な施策の一つと考えておりますので、今後もさまざまな方策を検討し、さらなる子育て支援の充実に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○副議長（三原 昭治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） それでは、再質問と要望をさせていただきたいと思いますが、ここに厚生労働省が平成25年4月1日現在で調査をいたしました乳幼児と医療費に対する援助の実施状況がございすけれども、現在、全ての都道府県及び市区町村が乳幼児等に係る医療費の援助を行っているわけですが、実施自治体1,742自治体のうち、中学生までを対象としている自治体が、通院で831自治体、入院で1,103自治体と、通院、入院ともに中学生までが最も多い結果になっております。全国的にはもう中学生までということが視野に入れられております。

中学生の時期になぜ必要かということで、例えば、歯、歯科ですね。歯の成長、永久歯

が12歳ぐらい、中学生ぐらいまでに整ってきます。その時期に、歯をしっかりと診ていくことがとても大事だと、歯科医の方々は口をそろえておっしゃっております。

ところが、例えば防府で、教育概要を見させていただきましたけれども、防府の場合、歯の、齲歯の未処置が中学校の場合、全国的には未処置が20.12%というふうになっておりますけれども、防府の場合は32.70%ということですね。こういう状況がございます。

中学生の時期というのは心身ともに発達していく時期、この時期の健康をどう支えるか。市長は教育日本一というふうなことを掲げられておりますけれども、この教育日本一を支える子どもたちの健康、義務教育終了までの子どもたちの健康をどう支えていくかという防府市の、そういう制度づくりが一番求められていますね。

それから、財政的な面もおっしゃいましたけれども、全国いろいろ調べてみましたら、例えば新潟県に粟島浦村という自治体がございます。人口は400人を切っている小さな自治体、ここでは財政力指数が0.081。防府の場合は0.8ですけれども、1桁違う。そういう財政力指数だけで財政状況は判断できない面もありますけれども、財政的にもこういう困難な状況の自治体でも、次の代を担う子どもたちを元気に健やかに育ていける、そういう環境をどうしていくか。まさに、村の未来への投資ともいうべき取り組みが続いておりますね。

ですから、この財政状況というのは、次の時代の子どもたちをいかに育てていくかということを考えますと、もっと力を入れていかななくてはいけない。そういうふうな気がいたします。

保育料の問題ですけれども、長崎県に大村市という市がございますが、ここは平成9年から第2子保育料無料化を実施しております。この結果どうだったか、検証を行っているんですね。アンケート調査を行いまして、その結果、例えば2人同時に園に預けるのは経済的に非常に厳しいので、ぜひ事業を継続してほしいという意見がアンケートには寄せられた。大変好評だということです。

そして、大村市では、さらに民間のシンクタンクによる考察も公表されておりますけれども、第2子保育料無料化がもたらす市民の追加的な消費額、この2人目の保育料を無料にすることを減税というふうに考えたかどうか。民間のシンクタンクですよ。その効果を検証してるんです。市民の追加的な消費額、さらに最終的な波及額まで検討しているんですが、その結果、この事業の意義について、国の制度を後押しするより高水準の保育サービスを提供しているというふうにしております。

1人預けても、若い世帯には大変保育料は重い。仕事と家庭の両立をしっかりと支えて

いくためには、ぜひ検討していただきたいということを要望いたします。市長にはちょっと、再度お考えをお聞きしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○副議長（三原 昭治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 壇上でもお答えをいたしましたかと思いますが、議員の御意見はしっかりと拝聴させていただきました。

さまざまな市民の市政への御要望がございますし、財政を、健全性を保ちながらという意味は、ほかにもいろいろな需要はある。その中で、優先順位をしっかりと高めて、私なりには子育て支援ということについて、他市に勝るとも劣らない、他市よりも随分勝った政策展開を既に打ち出しているというふうと考えておりますし、これからもそういう方向をしっかりと見据えてやっていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○副議長（三原 昭治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） それでは、時間が迫ってまいりましたので、質問の3点目に移ります。

消防団活動の充実強化でございます。

御承知のように、昨年12月5日国会で、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が、全会一致で可決をいたしました。この13条には、国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給をなされるよう必要な措置を講じるものと規定をいたしております。

昨年12月13日には、消防庁次長から各都道府県知事に通知が出されております。そこには、次のように指摘されております。平成24年度の交付税単価は、団員報酬が3万6,500円、出動手当が7,000円となっているのに、全国の実績はこれを下回ると指摘をいたしております。その上で、報酬手当の条例単価が低い市町村は、積極的に単価を引き上げてください、こういうふうに述べて、出動手当についても、活動実態に応じた出動手当の検討を行ってくださいと述べております。

防府市の消防団の活動は、平常時また災害時にも大変な活動をされております。何よりも防府の場合、平成21年7月の豪雨災害のときの活躍、忘れることはできません。そうした消防団員の年報酬は、国は平成25年度で交付税単価を、先ほども言いましたように3万6,500円、出動手当を7,000円としておりますが、防府市は下回っております。

全国的には、さまざまな動きがありますけれども、ぜひとも団員の処遇改善に向けて、

防府市として取り組んでいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

2点目は、老朽化した消防器庫の改修についてでございます。

防府市には、13分団の消防器庫がございますけれども、昭和37年建築で、既に52年経過したり、例えば、ようやく雨漏りのする建物が修理されたものの、築後40年を超える器庫もございます。老朽化した消防器庫を、今後どのように整備していかれるのか、お尋ねをいたします。

最後に、女性消防団員と幅広い層への働きかけによる団員の確保でございます。

防府市の消防団員の定数は408名、現員は391名となっております。現在、市広報で募集もされておりますが、国では減少を続ける団員の確保、現下の最重要課題であるとして、女性や大学生など幅広い層へ働きかけに力を入れております。

こうした中、全国で着実に増加しているのが女性消防団員です。今後、防府市におきましても、一層の高齢化が進み、団員の退職が増える中、女性等幅広い層への働きかけが必要だと考えておりますけれども、いかがでございましょうか。お尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○副議長（三原 昭治君） 消防長。

○消防長（牛丸 正美君） まず1点目の、法制定を受け、消防団員の処遇改善への取り組みについての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、昨年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されました。

その中で、「消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるもの」と規定されております。

本市における消防団員の報酬等は、「防府市消防団員及び水防団員の報酬及び費用弁償条例」で定められております。報酬につきましては、団員から団長までを7区分——これは7つの役職ということでございまして——これ、7つに分けられております。それぞれの区分ごとの年額を支給し、また費用弁償につきましては、災害や訓練などの出動形態により、それぞれ定められた費用弁償を支給しているところでございます。

まず、報酬額についてでございますが、国が示しております基準額は、団員が年額3万6,500円、団長が年額8万2,500円で、7区分の平均額は、約5万1,200円となっております。

県内13市の消防団の報酬を比較いたしますと、国の基準額を満たしているのは3市で、13市の平均額は、団員が年間3万1,100円、団長が年額約7万9,300円、7区

分の平均額は約4万7,000円となっております。

本市の報酬額につきましては、団員が年額3万2,500円、団長が年額7万9,000円で、7区分の平均額は約4万7,600円となっており、国の基準額には達していませんが、県内の平均額を上回っております。

次に、災害出動等の費用弁償額についてでございますが、国が示しております基準額は、火災等の災害出動が7,000円となっておりますが、県内13市の現状は、災害出動、警戒出動、訓練出動と3つの出動形態に分類され、自治体ごとにそれぞれ費用弁償が定められており、その平均額は約5,700円となっております。

本市におきましては、災害及び警戒出動が6,500円、訓練出動が5,000円で、平均額は6,000円となっており、県内の平均額を上回っているところでございます。

以上のとおり、本市の消防団の報酬及び費用弁償は国の示す基準額に達していませんが、県内と比較いたしますと、いずれも平均額をわずかながら上回っているのが現状です。

しかし、今後、消防団の役割は、災害時の出動だけでなく、平常時におきましても、地域防災力の向上につながる中核的存在となることが期待されておりますことから、消防団の処遇改善について検討しているところでございます。

次に、老朽化した消防器庫の改修についての御質問にお答えいたします。

消防団の消防器庫は、13棟を建設設置しており、最近では平成20年度に宮市分団器庫、平成22年度に三田尻分団器庫を新築しております。

なお、向島公民館の建替えにあわせ、向島分団器庫の新築を予定しているところでございます。

残りの10棟につきましては、建築後の経過年数は20年から50年とさまざまでございますが、毎月行われている各分団の車両や器庫点検等において、異常があれば消防本部に報告されていることになっております。

また、消防本部では、年1回の器庫点検や、地震や台風の後に建物点検を行っておりますが、今すぐ建替えを要するまでに至っていないと考えております。

しかしながら、建物の老朽化により、雨漏りや車庫のシャッターのふぐあい等が発生しているのも事実でございます。その都度、状況に応じた修繕等で対応しておりますが、今後とも消防団の活動に支障が生じることのないように、早目の対応に取り組んでまいります。

3点目の女性消防団員等、幅広い層への働きかけによる団員確保についての御質問でございますが、まず、本市の消防団員の現状と団員数の推移につきまして御説明いたします。

現在、市内には13の分団がございます。団員の大半は、受け持ち区域やその周辺に居

住しておりました、消防団員の定員は、条例で408人と定められております。

各分団の定員数は、規則で定められておりますが、その中で女性は12人の方が入団しておられます。大半は各分団に所属し、通常は男性団員と同じ活動を行っておりますが、大規模な訓練での後方支援や、消防本部が行う幼年消防クラブの防火パレードなど、女性ならではの心配りが必要とされる行事にも、積極的に参加、活動しております。

また、本市の団員数の推移につきましては、過去5年間で見てみますと、著しい増減はなく、ほぼ横ばいとなっているのが現状でございます。

その中で、消防団員の確保対策といたしまして、平成25年4月に条例を改正いたしまして、団員の任命要件に当たる年齢上限を撤廃し、また、各分団の団員数の均衡を図るため、規則の改正を行ったところでございます。

平成26年4月1日時点では、条例定員408人に対し団員数394人で、充足率は96.6%でございます。

今後、サラリーマン団員の増加や、高齢化がさらに進み、各区域内での分団員の確保が困難になることが予想されますことから、消防団員の確保に向けた企業等へのPRや、女性団員を含めた幅広い層への働きかけについて、他市の取り組み方を参考にしながら、本市の実情に合った方策を検討したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（三原 昭治君） 山本議員。

○14番（山本 久江君） 団員の処遇改善につきましては、前向きな回答をありがとうございました。

消防器庫の問題ですが、この間、どのくらいの修繕要望があり、その都度対応できているのかどうかお尋ねいたします。

○副議長（三原 昭治君） 消防長。

○消防長（牛丸 正美君） 御質問にお答えいたします。

修理要望のありましたものにつきましては、建物状態や破損程度を確認し、その状況に応じた修理、修繕を、その都度行っております。

平成16年度から平成25年度までの10年間で23件の修理要望があり、そのうち雨漏りによる防水工事が3件、シャッターの修理や内外壁の部分的な修繕など、小規模なものが20件でございます。

以上でございます。

○副議長（三原 昭治君） 持ち時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。山本議員。

○14番（山本 久江君） 時間が参りましたので、今後ますます消防団の活動が活発にされるよう、処遇改善、消防器庫の改善に向けて御努力をお願いしたいということを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（三原 昭治君） 以上で、14番、山本議員の質問を終わります。

○副議長（三原 昭治君） 次は、5番、藤村議員。

〔5番 藤村こずえ君 登壇〕

○5番（藤村こずえ君） 皆さん、こんにちは。会派「和の会」の藤村こずえです。

質問に入ります前に、初めに、本日議長のお許しを得てパネルを持ち込ませていただきました。後ほど御紹介いたしますので、御了承ください。

本日、最後の一般質問。お疲れだと思いますが、明快な御回答をどうぞよろしくお願いいたします。

まずは、観光宣伝についてお伺いいたします。

観光地を一過性のものに終わらせることなく、持続的に発展させるためには、観光客をリピーターにしていくという観点から、プロモーション策を考えることが非常に重要です。観光地は、訪問回数の異なる観光客がそれぞれ何を求めているかを把握し、訪れる皆さんの関心を引きつける観光プロモーションを講じていかなければならないと思います。

最近の各自治体における観光の取り組みは、着地型観光に対する取り組みをあの手、この手で積極的に推し進め、それによって、地域間の競争が加速している状況にあると言われています。その結果、地域観光における市場拡大が促進される一方で、多種多様な観光コンテンツが全国で展開される中、独自性に富んだ持続可能なものをつくり出すことが困難になりつつあると考えられています。

そこで、来年、山口県を舞台としたNHK大河ドラマ「花燃ゆ」の舞台となる本市は、独自性を生かした観光宣伝を全国に発信できるチャンスだと考えます。また、山口県も明治維新150年に当たる2018年も見据え、維新をテーマに山口幕末維新祭キャンペーンを展開している中で、重点的な観光宣伝を推し進めることは急務であると考えます。

そこで、次の3点についてお伺いいたします。

まず1点目、現在、本市で行われている観光宣伝の手法及び年間を通しての計画をお伺いいたします。

2点目に、観光動向による宣伝活動の取り組みについてお伺いいたします。観光動向を把握し、本市がアピールしていく観光をもっと絞り込み、それに対してどのような戦略で臨むかということは、誘客する上で非常に重要であると考えます。例えば、県外からの観

光客を呼び込むのか、また、県内からの観光客にターゲットを絞るのか、若者なのか、高齢者なのか、女性なのか、男性なのか、その対象者が何を求めているのか、具体的な戦略を立てた観光プロモーションを行うことは、非常に重要と考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

そして3点目です。今後の効果的な観光宣伝について、どのようにお考えかをお伺いいたします。先ほど、独自性を持った観光宣伝が重要であることをお伝えしましたが、私の提案も含めて質問をさせていただきます。

宣伝にはいろいろな手法があります。マスメディアや、最近ではインターネットや携帯電話のバナー広告まで多種多様です。その中でもテレビ、それも地上波を使ったテレビCMの効果は絶大であると考えます。まず、テレビの長所は、視覚、音、色、特殊効果を使ってメッセージを伝えられます。感覚に訴え、インパクトを与えることができます。そして、視聴者は積極的にメッセージを聞く必要がなく、無意識のうちに見ることができます。テレビの最大の効果は、視聴者の感情に訴えることだと思います。つまり、画面からの映像、音声が視聴者の心に響き、宣伝する媒体の価値をさらに上げる効果があるわけです。当然、費用については、ほかのメディアに比べ大変高価ではありますが、いわゆる自治体CMは、本市が発信する最大の宣伝手法と考えます。

また、最近では宣伝媒体として期待を集めているのが、車両ラッピングです。車両全体をラッピングして走るバスは、ひときわ目を引きまします。例えば、昨年9月の定例議会で観光バスについて御質問させていただきましたが、その観光バスを「花燃ゆ」のラッピングバスに仕上げてみてはいかがでしょうか。

以上、3点について御見解をお聞かせください。

○副議長（三原 昭治君） 5番、藤村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 観光に関しての御質問にお答えをいたします。

本市は、1,000年を越える歴史と文化に育まれておりまして、多くの観光資源、あるいは伝統行事があります。現在、風格と触れ合いのある定住地としての魅力をアピールできる「幸せます」をコンセプトとした観光地づくりを進めているところでもございます。

観光地の魅力を発信する上では、観光ブランドの強化が重要でございます。そうした中、本市には、今申しました「幸せます」ブランドなど知る人ぞ知る良好なイメージを持つブランドがありながら、そのブランドの認知、いわゆる知名度をアップさせる告知、宣伝活動については、費用の面からも含めなかなか踏み込んでいない、踏み切れなかった部分があると、こんなふうに私も感じております。

しかし、本年以降は、大河ドラマ「花燃ゆ」にあわせ、思い切った観光情報の発信を行うことによりまして、本市の知名度を飛躍的に高めることができるのではないかと、大変期待いたしているところでございます。

そこで、本市の観光宣伝の手法についてのお尋ねでございましたが、基本姿勢といたしましては、防府ならではの歴史性と文化性を表す、洗練された興味深い情報やイベントをつくり出し、マスコミを通じて、なるべく費用をかけずに発信することが最上位の観光宣伝手法といえるのではないかという考え方で取り組んでおります。

ただし、旬の情報につきましては、時機を逸することができないわけですから、費用対効果を検証しつつ、媒体を活用して発信をしているところでありまして、最近の取り組みといたしましては、旅行雑誌でのPR、JR構内や車内でのポスターや中つり、あるいは西日本高速道路サービスエリア、広島電鉄などで広告を掲載いたしているところでございます。広島のみならず九州方面にも、しっかり広げていかねばならないと感じているところでもございますし、IT技術を活用して多様なターゲット層や旅行動機に対応できるような情報発信にも努めているところであります。

物産関連の取り組みといたしましては、関連団体と連携した観光宣伝隊の活動や首都圏における観光物産情報のPRなど実施することにいたしております。

なお、一般社団法人防府市観光協会や防府商工会議所と連携した取り組みも実施しておりまして、観光協会では季刊観光情報誌「みどころ防府」を通じたイベント情報の旅行会社への提供や、天神鱧のブランド化による旅行商品の造成などを実施され、商工会議所では、集客力の高いイベントの開催などによる情報発信をされているところでございます。

次に、観光動向による観光宣伝の取り組みでございますが、最近の動向といたしましては、個人、家族、友人など少人数のグループ旅行が主流となるとともに、個人の価値観やライフスタイルも多様化し、美しい自然、風景を見るといった観光行動から郷土色豊かな料理を食べる、あるいは体験型レクリエーションをするなど、見る観光から体験・交流型の観光へとシフトしているように感じております。

また、安・近・短の観光ニーズは増加傾向にありまして、本市にとって、大きく重要なマーケットであります隣県の広島県、あるいは先ほども申しました福岡県からの観光客の増加が期待できますことから、今後ともこれらの地域に対して、重点的な情報発信を進めてまいりたいと考えております。

最後に、効果的な観光宣伝の手法についてでございますが、冒頭部分でも申しましたが、最小の費用でいかに効果的な観光宣伝を行うかということが重要でございます。成功事例を挙げますと、「幸せますウィーク」期間中に、防府天満宮の大石段に設置した花回廊は、

新聞報道や週刊誌に掲載され、また、ヤフーのトップページにも紹介されたことで極めて効果的な観光宣伝ができたと思っております。

また、議員から御提案のありました防府市定期観光バス、この6月30日で花シリーズが一応終わったところをごさいますて、大変好評でございましたが、この観光バスの車体側面に、ラッピングなどによって告知することも大変効果があるのではないかと考えております。車体にシールを張るようなことができないか、運行事業者と協議してまいりたいと存じます。

また、テレビ広告は、私も絶大であると感じております。テレビのCMにつきましては、現在、15秒間の観光CMの制作に向けて検討しているところをごさいますて、観光イメージの向上を目指して、CMには防府ならではのユニークな情報を盛り込んで制作したいと考えております。

このほか、申すまでもございませませんが、議員の皆様方をはじめ多くの市民の皆様方が、まずは身近な方々へPRをしていただく。また、皆様方がリピーターになっていただく。これらのことが極めて大切なことではないかと、かように考えているところをごさいますて、引き続きましてのお力添えをお願い申し上げ、答弁といたします。

○副議長（三原 昭治君） 藤村議員。

○5番（藤村こずえ君） マスコミを通じたり、また、いろいろな工夫を凝らして、さまざまな観光宣伝を行っていること、私も存じておりますし、市が鋭意努力されていることは感じております。詳しく御答弁いただきましてありがとうございます。

二、三質問をさせていただきます。

まず1点目に、現在、本市で行われている観光宣伝の手法をお伺いしましたが、旬の情報については、媒体などを通してということで、また、車両広告なども駆使していらっしゃる。マスコミを通じて最小の費用で効果的な宣伝方法をまずは考えていらっしゃるというお答えだったんですけれども、こういったマスコミを通じてという、この方法というのは、これは言い方が適切ではないかもしれませんが、興味のあるメディアだけが取材に来るとこの宣伝方法は、どこの自治体でもやっているといえばやっていると思います。テレビのニュースや新聞を見た観光客が、来たらラッキーのような、そんな受け身体質を思い切って改正する必要もあるのではないのでしょうか。例えば、広報、宣伝にたけたプロフェッショナルな方を雇用するのですとか、独自性のあるプロモーションを展開することも大事だと思いますが、この点についてはどのように思われますか。

○副議長（三原 昭治君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） テレビ、マスコミということで、防府ゆかりの方とい

うことですか。（発言する者あり）すみません。防府独自でコマーシャルつくって、独特なですね。まあ、そういうものをつくって、そこからPRしていったらどうかということですね。違いますか。（笑声）すみません。（発言する者あり）すみません、よろしくお願いします。

○副議長（三原 昭治君） 藤村議員。

○5番（藤村こずえ君） 旬なニュースですとか、例えば、きょう防府市でこういうことがありましたというのを、テレビとか新聞とかで放送しますよね。そしたら、興味のある方が観光に訪れるという、そのときに起こったこととか、そういうことを、こう流すだけの、そういう宣伝方法というのは、どこの自治体もされてると思うので、そういう受け身ではなくて、もうちょっと思い切った宣伝方法というのを防府市独自でされるというお考えはいかがでしょうかということですが。

○副議長（三原 昭治君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 要は、防府でニュース性のあるものをつくって売り出せということですね。そういう考えはあるかという。もうちょっと違うんですか。（笑声）今、ちょっと急な質問で、ちょっとその辺は、さっきテレビCMの話もしましたけども、そのあたりは、ほんと防府独自なもの、皆さんがびっくりするようなものを、今、つくるように手がけておりますけど、ちょっと、今はそのぐらいかなと思います。（発言する者あり）（笑声）はい、失礼します。

○副議長（三原 昭治君） はい、藤村議員。

○5番（藤村こずえ君） ありがとうございます。

今や自治体が広告の代理店とか、そういう行政だけではない、そのプロフェッショナル、観光宣伝にたけたプロフェッショナルを利用する。広告代理店とかPR会社を利用するという話も珍しくはありませんので、こういったことも御参考に御検討いただけたらと思ひまして質問させていただきました。

それでは、もう一つですね。2点目の観光動向による宣伝活動の取り組みについてということは、今の旅行の種類が団体旅行から個人旅行へ、また、見る観光から体験型や交流型へということで、リピーターになりやすい隣県広島または九州福岡をターゲットに行っているということをお伺いしました。

これは、あくまでも県内の事例なんですけど、一昨年に美祢市が台湾に市台北観光交流事務所を開所されて、最近では台湾から多くの観光客が美祢市を訪れるようになったと報道されていまして。これは、美祢市が台湾の観光客にターゲットを絞った例なんですけど、本市におきましては、先ほど市長の御答弁にもあったように、広島や福岡の観光客を対象に

行っているということだったんですが、こちらから何度も何度も広島、福岡に出向いて行って、観光をPRするだけでなく、これは私の提案でもあるんですけども、広島や福岡に在住する本市の出身者を対象にサポーターになってもらいまして、防府市をPRしていただくというのはいかがでしょうか。

防府市の出身者で、その広島とか福岡とかで飲食店や事業所を営んでいる方もいらっしゃると思います。そこに年間を通して防府市の観光ポスターやステッカーを送って、お店や会社、あるいはお家でも構いません。ポスターを掲示していただいて、いろんな人に見てもらって防府市を知っていただきます。

ここで、この年間を通してというところが大事になってきます。例えば、6月になると阿弥陀寺の紫陽花の美しいポスターが送られてくる。まあ、11月になると裸坊の勇壮なポスターが送られてくる。防府を知らない人に見ていただくのはもちろんなんですけども、懐かしいふるさとの写真を見れば、久しぶりにその時期に帰ってみようかなと思う方もいらっしゃると思います。市民だけではなく、防府市出身の皆さんも巻き込んで、ポスターやステッカー1枚で全国各地に防府市をPRすることも可能ではないでしょうか。

先日、萩市に伺ってみました。「花燃ゆ」の取り組みも気になったので、萩市の有名な観光地を少し歩いてきたのですが、県内市町の観光パンフレットは、結構備えてあったんですけども、防府市のパンフレットが少ないことをとても寂しく感じました。もしかしたら、防府のパンフレットが大人気でなくなっていたのかもしれないけれども、対象者が県内、あるいは近隣の県であるならパンフレットを、この際、ずうずうしいぐらい置いていただいて、そこに訪れた観光客がちょっと防府市まで足を延ばしてみようかなと思っただけでも、大切なPRの一つだと思いますが、このようなPR方法についてはどのように思われますか。

○副議長（三原 昭治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） お答えをいたします。今おっしゃられたような事柄は、随分前から、実は積極的にやってはいるんです。山口県を代表するような素材を使ったお料理のお店にポスターを定期的に、まさに新しいポスターが出るたびに送らせてもいただいておりますし、あるいは防府高校、あるいはほかの高校の在京の同窓会とか、あるいは大阪の県人会とか、あるいは最近では名古屋の東海の県人会とか、さまざまな情報に基づいて、可能な限り情報提供を私どものほうからもさせていただいておりますので、どんどん、さまざまな情報を私どもに与えてやっていただきたいと思います。どこでどういうチャンスがあるかということ、私たちの行政の能力だけではつかみ切れない部分がたくさんございますので、それをお寄せいただくということも極めてありがたいことでもありますし、大切なことでは

ないかというふうにも考えております。

また、今萩市さんの例もございましたけども、私も折々に空港を利用しますけども、空港の防府へのタクシーがない。周南方面、あるいは山口方面へのタクシーはあるわけですけども、そういうようなことを防府市内のタクシー業者にしっかり要請をすることも、まあ、たびたび言っておりますがまだ実現をみていないのは、大変残念なことだと思っておりますし、事ほどさように、その都度その都度いろいろな事柄を捉まえてPRしていくという姿勢が最も大切なことではないかと、かように考えているところでございます。

まあ、それらの効果も出てきて、今回の観光定期バスは今までで一番、1日の平均乗車数も多く、お昼ご飯を「潮彩市場」で食べていただくという極めてリーズナブルな値段設定にもなりましたし、とても好評でございました。これからも、ぜひぜひ議員の皆様方にも御家族連れで、友人連れで乗ってやっていただけるとありがたいなど、かように思っております。

○副議長（三原 昭治君） 藤村議員。

○5番（藤村 不才君） ありがとうございます。いろんな宣伝、いろんな努力をされている、けれどもそれがすぐに数字になって表れるというわけではないと思っておりますし、まあ、ほんとにいろんな情報が飛び交う中で、私たちも気をつけて情報提供もさせていただきたいと思っておりますし、しっかりとこれからの広告、宣伝についても、その動向を見守ってまいりたいと思っております。

3点目に御質問いたしました自治体のコマーシャルのことですけれども、それとラッピングのバス、車両ラッピングのことに関しては、非常に前向きな御答弁をありがとうございます。

そこで、ちょっとこちらを見てください。はい、ちょっとこちらを見てください。今回はパネルを用意させていただきました。本来ですと、これはある自治体のコマーシャルですので、動画で見ていただいたかっただけですけども、それがかないませんでしたので、このパネルで御紹介をさせていただきます。

こちらは富山県の小矢部市の人口定住を進める自治体のコマーシャルです。まず、画面に大きな水槽に大きな金魚が泳いでいます。ナレーションは、「金魚は大きな水槽で飼うと大きく育つ。ということは、子どもを小矢部で育てると大きく育つ」ということで、この小学生の男の子が山よりも大きな巨人になって、地響きを立てながら歩いているというコマーシャルです。

もう一つあります。こちらはサラリーマンらしきこの男性が、反復横とびをしています。で、このナレーションは、「ワンステップで仕事圏内へ」。そうすると画面が変わって、

この男性のほかにもたくさんの方がこう軽やかにステップを踏んでるんですけども、軽やかに暮らすなら小矢部市。ということで、下をよく見てみますと、金沢に行くのも、高岡に行くのも小矢部市からだとも30分で通勤可能ですよということで、交通アクセスのよさを表現した自治体のコマーシャルです。（発言する者あり）すみません、見えない。（発言する者あり）はい、はい。これは、たった15秒のコマーシャルですけども、この中に市の特徴をよく捉えて、そしてユニークに表現しているなと思いました。ですが、皆さんの今のこの表情を見ておきますと、そう、たいしてインパクトが与えられていないような、そんな感じがいたします。それが、紙媒体と動く動画の違いだと思います。もちろん紙がいけないというわけではございませんが、新聞紙面に、例えばこれぐらい大きな広告を載せたとしても、まあインパクトとしてはこんなものだと思います。

でも、このCMはインターネットで誰でも見ることができますので、皆さんぜひ見ていただきたいと思うんですが、初めて見たとき、私はこのユニークさに思わず笑ってしまいましたし、小矢部市とはどんなところだろうと大変興味も沸きました。何より、市の人口定住に対しての意気込みを感じることができました。小矢部市に伺って見たんですが、3年前からこの自治体のCMに取り組んでいらっしゃるそうです。ほかにもいろんなバージョンがあるんですけども、きっかけは人口減少に危機感を感じた自治体が、一番効果がある周知の方法は、やはりテレビだということで、それも地上波だということで取り組まれたそうです。初めは、多子やUターンを勧めることを目的に放送していたんですが、先日住民満足度調査を行ったところ、現在住んでいる市民の皆様の満足度が上がってきたとおっしゃっていました。このCMを通じてふるさとのよさを改めて感じた結果ではないかと、市長も議会でおっしゃっていたと伺いました。

先ほど自治体のCMは前向きに御検討するという答弁がございましたが、せっかくだらば、このぐらいインパクトがあって、そして心に響くCMにしていきたいと思います。格好よくなくてもいいので、どちらかというところちょっと笑えるぐらいでもいいので、防府に、もうぜひ来てくださいという意気込みの感じられるコマーシャルを制作していただきたいと思います。

私は、メディアで仕事をしてきた者の1人として、メディアの影響、そしてその効果を強く感じております。コマーシャルや番組をつくる制作スタッフには、大変斬新な考えの方もたくさんいます。その方々の御知恵もお借りして、いいCMをつくって本市をPRすることで、市民の皆様にも改めて市のよさを伝えられるのではないかと思います。

昨年9月の一般質問でも申しましたが、自然、歴史、文化、産業、あるいは食、どれをとっても素晴らしい素材がある本市ですが、なにせPR不足というか発信力の低さが、外

だけでなく市民にも認識不足で、市に興味を持っていない現状があるように思います。自治体CMもラッピングバスもPRの一つにすぎませんが、独自性に富んだ観光プロモーションを行うと、本市は観光のまち防府市として発展していくと思いますので、今後もどうぞ御検討ください。

市長、最後にこのパネルの感想だけ聞かせてください。

○副議長（三原 昭治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 全国、他都市全て生き残りをかけて懸命な努力をしているさなかでございます。本市も負けることのないように、イベントでは事欠かない、年中イベントばかりの防府市でございますから、そのイベントを活用する形で、防府市の知名度を上げていく努力をしっかりとやっていかななくてはならないなど、かように思っております。

○副議長（三原 昭治君） 藤村議員。

○5番（藤村こずえ君） ありがとうございます。せっかく、ほんとにいいまちだと思いますので、しっかりと私もPR、努力したいと思えますし、皆さんも一緒に努力してまいりたいと思えますのでよろしく願いいたします。今後も本市の観光宣伝に注目して、この項の質問を終わらせていただきます。

続いて、留守家庭児童学級の拡充についてお伺いいたします。昨日、松村議員の質問の中にもございましたが、子育て支援の一つとして私も伺わせていただきます。

私は、華城小学校の保護者のメールサービスに登録していますが、毎月のように不審者情報が入ってきます。6月は4件、注意を促すメールが入ってきました。全国では、学校帰りの子どもたちが被害に遭うという、大変痛ましい事故や事件が起こり、そのたびに遠くで起こっていることとは思えず、我が防府市はどうだろうか心配になる次第です。私ごとですが、息子がことし小学校1年生に上がり、小さい体に大きなランドセルを背負い登下校する姿はほほ笑ましくはありますが、心配は尽きません。

本市では、学校下校時や長期休みに、家庭で保護者がいない低学年の子どもたちを安心して預けることのできる留守家庭児童学級があり、私もお世話になっている親の1人です。ことしの華城小学校は、大変児童数が多く1年生は157人入学しました。留守家庭児童学級は2クラスあり、グラウンドの一角に教室が建設されています。2クラスを地区別に分け、1クラス定員55人のところ79人もの希望者がおり、両親が働いていても祖父母が預かりが可能な家庭は御理解をいただき、何とか定員に納まったと伺っています。

本来なら小学校3年生まで預かり可能ですが、今のところ華城小学校では2年生までとなっています。もちろん市内の全校そういうわけではありません。児童数に余裕のある学校もあり、教室にまだまだ余裕がある学校があるのも現状ですが、来年、いよいよ子ど

も・子育て支援新制度がスタートいたします。さらに多くの希望者が増える可能性もありますし、市長のマニフェストにも留守家庭児童学級の拡充が挙げられていましたが、留守家庭児童学級の現状と今後の取り組みについてお伺いいたします。

○副議長（三原 昭治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 健康福祉部でございます。留守家庭児童学級の現状と今後の取り組みについての御質問でございます。

留守家庭児童学級は、保護者が就労等により、昼間、家庭にいない小学校に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的として実施しております。防府市では、野島を除く全ての小学校に設置しており、そのうち華城、中関、新田、華浦の4校につきましては、2学級を運営しております、全部で20学級、約720人の児童が在籍しております。

留守家庭児童学級の増設につきましては、これまで児童数の動向を見ながら、保護者の皆様のニーズに応えられるよう施設を増設してまいりました。今年度については、右田小学校の校舎の改築にあわせ留守家庭児童学級を1学級増設し、平成27年度から保育を開始することとしております。

しかしながら、今年度のことですが、華城小学校と松崎小学校におきまして、予想を上回る利用の申し込みがあったため、やむを得ず3年生のお子様の入級をお断りすることとなりました。多くの児童及び保護者の皆様に大変御迷惑をおかけすることになりました。

こうした状況の中、夏休み期間中は、子どもが1人で家にいる時間が長くなり、保護者から不安を訴える声が少し寄せられたことがあります。その要望に対して、夏休み期間中のみのことではございますが、入級がかなわなかった華城小学校と松崎小学校の児童に対しては、定員に余裕のあるほかの小学校の学級で留守家庭児童の保育を、夏休み期間中だけですが実施することといたしました。

防府市全体としては、小学校の児童数は減少傾向になりますが、保護者の就労状況の変化や対象年齢の今後の拡大などにより、今後も保育希望者が増えることが想定されますので、各校区の児童数や利用希望者数の推移などの状況の把握に努め、教育委員会や小学校と連携を図りながら、中・長期的な視点で施設整備等に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

○副議長（三原 昭治君） 藤村議員。

○5番（藤村こずえ君） 御答弁ありがとうございました。

社会情勢の変化に応じての対応に大変苦慮されていることと思います。ま、例えばどんどん教室を建てて、華城小学校の場合ですと、グラウンドが狭くなっても困りますし、後

で教室が無駄になっても困ります。また、あまりに拡充ばかりして子どもと親が過ごす時間が少なくなることも、子どもにとってどうなのかなという思いも、親としてもごさいます。今後の社会情勢の変化に応じて、親にも子どもにも配慮した施設であって欲しいと、このように思っております。

1つ御提案なんですが、小学校の教員をしている私の友人が、大学生のときに、夏休みのアルバイトで大学近くの小学校の、この留守家庭児童クラブで宿題をみたり、一緒に遊んだり、先生をされていたそうです。これは、他県の話なんですけれども、もともと小学校の教員を目指す学生たちにとっては、教育実習とはまた違った、いろんな学年とのかかわり、また、1カ月以上の長い期間を一緒に過ごすことで楽しさや大変さを学んだそうです。そんなプレ先生体験をすることは、実際に先生になったときに役立つのではないかと思うのですが、こういった取り組みについて、防府市も研究されてみてはいかがでしょうか。

○副議長（三原 昭治君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 夏休み期間中の大学生を、まあ、留守家庭児童学級で雇用してみてはいかがでしょうかという御質問だと思います。

これからの留守家庭児童学級は、今後増員、増設が当然見込まれると思います。そうすると特に夏休み期間中は、人材の確保がかなり困難になるというふうには思っております。そうなることを危惧しております。今、大変興味深い御提案いただきました。これからの人材確保、特に夏休みに当たっての方策の一つとして、検討させていただきたいというふうに考えております。

○副議長（三原 昭治君） 藤村議員。

○5番（藤村こずえ君） ありがとうございます。ま、すぐにとはいかないかもしれませんが、こういった取り組みも県外ではあるということですので、研究して御検討いただきたいと思います。

防府市は山口県の中央に位置し、市内の中央を山陽本線が通り、県内の東西南北どこへでも、ほぼ1時間で移動できる交通アクセスに恵まれた場所にあります。この地の利を生かせば、例えば、お隣の山口市や周南市、宇部市などに通勤される方も、住むのは防府市をと思われるのではないのでしょうか。

来年から、小学校6年生まで医療費無料も実行されるとお聞きしました。親も働きやすくなる、子育てしやすいまち防府市をアピールできれば、人口定住につながることは間違いありません。住むなら防府、働くなら防府、学ぶなら防府を約束し、5期目のスタートを切られた松浦市長に、子育て支援実現に向けた思いをお聞かせください。

○副議長（三原 昭治君） 市長。

○市長（松浦 正人君） まさに議員御指摘のとおりであります。まずは住むということが大切で、そこに住んでみたくなる、住めばとても住みやすい環境に防府はあるなあと実感していただく、そういうことがとても大切なことですので、一例を挙げれば水道料金を13年間値上げすることなく、上質な水道水を供給し続けてもきておりますし、幼児の医療費の無料化につきましても、どんどん前へ前へと進んでいってきております。

体制の整備はいろんな面で整いつつあるように、自分なりには思っておりますが、これからは皆様方のいろいろな御意見を拝聴しながら、まさに住むなら防府、そして学ぶなら防府と思っただかく、そうしていくことが働く時にも防府で働く環境が整っていけば、防府で働かれることにもなるわけですし、今言われたように、住むのは防府だけでも働くのは他都市で働くということも、防府市民であることには間違いのないわけでありまして、いろいろな意味での環境整備につながっていくことが、子育て支援、学校支援が活性化への早道であり、近道のように、私は思っておりますので、これからはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○副議長（三原 昭治君） 藤村議員。

○5番（藤村こずえ君） ありがとうございます。

教育に元気、まちに元気、市民に元気を与えられる防府市の実現に向けて、議会も執行部もともに頑張ってまいりましょう。

以上で、私の質問を終わります。

○副議長（三原 昭治君） 以上で、5番、藤村議員の質問を終わります。

○副議長（三原 昭治君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三原 昭治君） 御異議ないものと認めます。よって、本日は、これにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時42分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年7月2日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 三原 昭 治

防府市議会 議員 山 根 祐 二

防府市議会 議員 安 藤 二 郎